

半 期 報 告 書

(第 3 期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月30日

三菱UFJ信託銀行 株式会社

(502002)

第3期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次および頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付した中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

三菱UFJ信託銀行 株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	36
3 【対処すべき課題】	36
4 【経営上の重要な契約等】	37
5 【研究開発活動】	38
第3 【設備の状況】	39
1 【主要な設備の状況】	39
2 【設備の新設、除却等の計画】	40
第4 【提出会社の状況】	41
1 【株式等の状況】	41
(1) 【株式の総数等】	41
(2) 【新株予約権等の状況】	46
(3) 【ライツプランの内容】	46
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	46
(5) 【大株主の状況】	46
(6) 【議決権の状況】	47
2 【株価の推移】	47
3 【役員の状況】	48
第5 【経理の状況】	49
1 【中間連結財務諸表等】	50
(1) 【中間連結財務諸表】	50
【中間連結貸借対照表】	50
【中間連結損益計算書】	52
【中間連結株主資本等変動計算書】	53
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	56
(2) 【その他】	109
2 【中間財務諸表等】	110
(1) 【中間財務諸表】	110
【中間貸借対照表】	110
【中間損益計算書】	113
【中間株主資本等変動計算書】	114
(2) 【その他】	140
第6 【提出会社の参考情報】	143
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	144
独立監査人の中間監査報告書	145
平成18年4月1日から平成18年9月30日までの中間連結会計期間	
平成19年4月1日から平成19年9月30日までの中間連結会計期間	
第2期中間会計期間	
第3期中間会計期間	

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月27日

【中間会計期間】 第3期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 三菱UFJ信託銀行株式会社

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 上原治也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

【電話番号】 03(3212)1211(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部総務グループ
グループマネージャー 落合 豊

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法および企業内容等の開示に関する内閣府令の規定による縦覧に供する主要な支店はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	246,778	373,815	372,802	622,881	750,273
うち連結信託報酬	百万円	31,475	67,443	66,102	102,359	128,383
連結経常利益	百万円	64,587	137,674	101,911	224,657	281,595
連結中間純利益	百万円	54,426	119,320	62,800		
連結当期純利益	百万円				152,189	207,931
連結純資産額	百万円	1,142,800	1,622,005	1,585,978	1,575,338	1,738,429
連結総資産額	百万円	16,743,413	19,893,728	19,676,527	19,554,907	19,644,958
1株当たり純資産額	円	554.83	489.45	469.07	483.64	516.60
1株当たり中間純利益	円	26.42	41.02	19.10		
1株当たり当期純利益	円				61.53	69.55
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円		35.41	18.63		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				56.10	61.71
自己資本比率	%		8.10	7.98		8.79
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.20	14.89	14.34	13.05	13.20
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	397,168	760,116	629,851	1,231,412	734,684
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	512,409	1,166,260	795,817	1,701,587	932,689
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	32,981	86,834	185,544	303,692	179,071
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	331,621	315,251	415,944		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				808,233	431,272
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	6,670 [2,482]	10,827 [4,333]	10,927 [4,097]	10,592 [4,250]	10,459 [3,721]
合算信託財産額	百万円	54,677,796	129,017,374	147,174,263	124,710,329	135,664,574

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、平成17年度中間連結会計期間は潜在株式がないので記載しておりません。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
8. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額(職務分担型共同受託方式により受託している信託財産を含む)を合算しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は平成17年度中間連結会計期間は当社1社、平成17年度からは当社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社です。
9. 当社は平成17年10月1日にUFJ信託銀行株式会社と、当社を存続会社として合併し、商号を三菱UFJ信託銀行株式会社に変更いたしました。このため、平成17年度中間連結会計期間は三菱信託銀行株式会社の計数を記載しており、平成17年度については、平成17年9月30日までが三菱信託銀行株式会社、平成17年10月1日以降は三菱UFJ信託銀行株式会社からなる計数を記載しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第132期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	232,129	346,104	344,267	581,540	709,081
うち信託報酬	百万円	31,475	58,729	59,651	92,221	111,075
経常利益	百万円	63,275	127,252	97,772	216,581	278,360
中間純利益	百万円	53,932	112,581	60,715		
当期純利益	百万円				147,211	211,642
資本金	百万円	324,279	324,279	324,279	324,279	324,279
発行済株式総数	千株	普通株式 2,059,731	普通株式 3,060,236 第一回優先 株式 1 第二回優先 株式 175,300	普通株式 3,277,389 第一回優先 株式 1 第二回優先 株式 33,700	普通株式 2,890,610 第一回優先 株式 1 第二回優先 株式 175,300	普通株式 3,277,389 第一回優先 株式 1 第二回優先 株式 113,200
純資産額	百万円	1,127,012	1,563,331	1,526,745	1,535,208	1,687,403
総資産額	百万円	16,077,187	19,540,594	18,973,617	18,687,883	19,243,460
預金残高	百万円	9,955,942	11,381,458	11,715,224	11,889,329	11,764,679
貸出金残高	百万円	8,331,950	10,246,264	9,768,602	10,391,395	9,890,460
有価証券残高	百万円	4,623,937	6,835,794	6,357,594	5,791,091	6,836,277
1株当たり中間配当額	円	普通株式 92.25	普通株式 20.68 第一回優先 株式 2.65 第二回優先 株式 5.75	普通株式 5.24 第一回優先 株式 2.65 第二回優先 株式 5.75		
1株当たり配当額	円				普通株式 100.35 第一回優先 株式 5.30 第二回優先 株式 11.50	普通株式 64.51 第一回優先 株式 5.30 第二回優先 株式 11.50
自己資本比率	%		8.00	8.04		8.76
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.09	14.43	14.05	12.65	12.85
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,848 [1,037]	7,124 [1,886]	7,096 [2,092]	7,098 [1,796]	6,928 [1,963]
信託財産額 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	28,369,570 (54,677,796)	57,010,093 (103,186,855)	58,672,922 (114,214,793)	54,646,471 (101,185,395)	57,110,388 (106,250,513)
信託勘定貸出金残高 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	283,196 (283,196)	336,706 (336,706)	292,520 (292,520)	350,037 (350,037)	318,762 (318,762)
信託勘定有価証券残高 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	6,122,576 (27,302,245)	11,419,249 (50,574,261)	10,092,387 (57,002,232)	10,620,125 (49,971,674)	10,309,966 (51,797,506)

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、第2期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。なお、第2期中以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
5. 信託財産額、信託勘定貸出金残高及び信託勘定有価証券残高には、()内に職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(「職務分担型共同受託財産」)を含んだ金額を記載しております。
6. 当社は平成17年10月1日にUFJ信託銀行株式会社と、当社を存続会社として合併し、商号を三菱UFJ信託銀行株式会社に変更いたしました。このため、第132期中は三菱信託銀行株式会社の計数を記載しており、第1期については、平成17年9月30日までが三菱信託銀行株式会社、平成17年10月1日以降は三菱UFJ信託銀行株式会社からなる計数を記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社、子会社および関連会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に係る異動は次のとおりであります。

〔信託銀行業〕

ルクセンブルグ大公国において信託業務および銀行業務を展開しているMitsubishi UFJ Global Custody S. A. を当社の連結子会社といたしました。

〔金融関連業その他〕

主要な関係会社について、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
Mitsubishi UFJ Global Custody S. A.	ルクセンブルグ 大公国 ルクセンブルグ市	千米ドル 35,300	信託業務および銀 行業務	70	(2) 4	—	預金取引 金銭貸借 有価証券貸借	—	—
MUGC Lux Management S. A.	ルクセンブルグ 大公国 ルクセンブルグ市	千ユーロ 375	投資信託管理業務	100 (100)	(—) 2	—	—	—	—
菱託企業管理諮詢(上海) 有限公司	中華人民共和國 上海市	百万円 200	コンサルティング 業務	100	(1) 4	—	業務委託	—	—
(持分法適用関連会社)									
Mitsubishi UFJ Asset Management (HK) Limited	中華人民共和國 香港特別行政区	千香港ドル 10,000	投資顧問業務	— (—) [100]	(—) 2	—	—	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」または「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
3. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
4. Mitsubishi UFJ Global Custody S. A. は、平成19年4月2日付で、株式取得により当社の連結子会社となるとともに、Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ(Luxembourg)S. A. から名称変更しました。なお、同社の連結子会社化により、同社の子会社であるMUGC Lux Management S. A. は、同日付で、当社の連結子会社となるとともに、BTMU Lux Management S. A. から名称変更しました。
5. 菱託企業管理諮詢(上海)有限公司は、平成19年7月12日付で、新規に設立しました。
6. Mitsubishi UFJ Asset Management (HK) Limitedは、平成19年6月15日付で、当社の持分法適用関連会社である三菱UFJ投信株式会社の子会社として、新規に設立しました。

4 【従業員の状態】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	信託銀行業	金融関連業その他	合計
従業員数(人)	9,934 (3,906)	993 (191)	10,927 (4,097)

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者477人および勤務の実態が従業員と近い形態である営業等嘱託883人を含み、その他の嘱託および臨時従業員4,529人を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員60人を含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、()内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	7,096 (2,092)
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者213人および勤務の実態が従業員と近い形態である営業等嘱託883人を含み、その他の嘱託および臨時従業員2,143人を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員30人を含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、()内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 当社の従業員組合は、三菱UFJ信託銀行従業員組合と称し、組合員数は5,832人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

〔業績〕

(金融経済環境)

当中間連結会計期間における金融経済環境をみますと、海外経済は、米国経済が住宅市場の調整から不透明感を強めたものの、欧州経済が堅調であったほか、中国経済など新興国が高成長を続けるなど、全体としては底堅く推移しました。この間、わが国経済は、個人消費が賃金の低迷等を背景に伸び悩みましたが、輸出が増加を続けたほか、企業業績が堅調に推移するなか設備投資が増加傾向を辿り、緩やかな景気拡大が続きしました。また、消費者物価は小幅ながらマイナスで推移しました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国ではサブプライム問題への対処として9月に4.75%へ0.5%引き下げられ、ユーロ圏でも4.0%まで引き上げられた後は据え置かれました。わが国では、日本銀行が政策金利を0.5%に維持しましたが、信用不安を背景に短期市場金利には幾分上昇圧力が掛かりました。また、長期市場金利は夏場にかけて一旦上昇しましたが、その後は振れを伴いながら低下傾向を辿りました。一方、円対ドル相場は、サブプライム問題をきっかけとした米国経済の先行き不透明感を背景に円高が進みました。

(経営方針)

当社および当社グループ各社は、当社が採択したM U F Gグループが共有する「グループ経営理念」、および当社の全役職員が共有すべき基本的・普遍的な価値観(姿勢)を表すものとして制定した「経営ビジョン」に基づき、経営に当たっております。

<グループ経営理念>

1. お客さまの信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客さまの多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
2. 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取り組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
3. 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
4. たゆまぬ事業の発展と適切にリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
5. 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。
6. グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

<経営ビジョン>

信託業務の新たな発展に貢献し、
信託銀行として最高のサービスを提供する。

当社グループを含むMUFJグループでは、グローバルな競争を勝ち抜く「世界屈指の総合金融グループ」として、お客さまに最高水準の商品・サービスをご提供していきたいと考えております。

また、当社および当社グループ各社は、お客さまや社会から強く支持される総合金融グループを目指すMUFJグループの中核として、専門性を一層発揮し、より質の高い、競争力のある商品やサービスの開発ならびに新たな市場やチャネルの開拓によるお客さまへの商品提供機会の拡大に注力していく所存であります。

(当中間連結会計期間の業績)

当中間連結会計期間の業績につきましては次のとおりとなりました。

預金につきましては、連結ベースでは、当中間連結会計期間中1,205億円増加して、当中間連結会計期間末残高は11兆9,045億円となりました。

信託財産総額につきましては、当中間連結会計期間中11兆5,096億円増加して、当中間連結会計期間末残高は147兆1,742億円となりました。

貸出金につきましては、連結ベースでは、当中間連結会計期間中762億円減少して、当中間連結会計期間末残高は9兆7,578億円となり、信託勘定では、当中間連結会計期間中262億円減少して、当中間連結会計期間末残高は2,925億円となりました。

有価証券につきましては、連結ベースでは、当中間連結会計期間中4,379億円減少して、当中間連結会計期間末残高は6兆5,736億円となり、信託勘定では、当中間連結会計期間中5兆4,178億円増加して、当中間連結会計期間末残高は76兆1,571億円となりました。

当中間連結会計期間の連結ベースでの経常収益は前中間連結会計期間比10億円減少の3,728億円、経常利益は前中間連結会計期間比357億円減少の1,019億円、中間純利益は前中間連結会計期間比565億円減少の628億円となりました。純資産額につきましては、当中間連結会計期間中1,524億円減少して1兆5,859億円、1株当り純資産額につきましては当中間連結会計期間中47円52銭減少して469円7銭となりました。

また、所在地別セグメントの業績は、日本につきましては、経常収益では前中間連結会計期間比101億円減少の3,230億円、経常利益では前中間連結会計期間比317億円減少の1,047億円、在外(米国、中南米、欧州およびアジア・オセアニア)につきましては、経常収益では前中間連結会計期間比73億円増加の550億円、経常利益では前中間連結会計期間比40億円減少の28億円の経常損失となりました。

連結ベースの国際統一基準による自己資本比率は14.34%となりました。

[キャッシュ・フロー]

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前中間連結会計期間比1兆3,899億円支出が増加して6,298億円の支出となる一方、投資活動においては、前中間連結会計期間比1兆9,620億円収入が増加して7,958億円の収入となりました。また、財務活動におけるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間比987億円支出が増加して1,855億円の支出となりました。この結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前中間連結会計期間末比1,006億円増加して4,159億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

信託報酬は、661億円となりました。資金運用収支は、国内で993億円、海外で93億円となり、相殺消去を控除した結果、合計では1,071億円となりました。また、役務取引等収支は、国内で770億円、海外で32億円となり、相殺消去を控除した結果、合計では824億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前中間連結会計期間	71,134		3,690	67,443
	当中間連結会計期間	69,352	0	3,249	66,102
資金運用収支	前中間連結会計期間	112,188	8,937	35	121,091
	当中間連結会計期間	99,366	9,304	1,481	107,189
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	140,350	36,894	1,560	175,685
	当中間連結会計期間	148,239	47,054	3,215	192,078
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	28,161	27,957	1,525	54,594
	当中間連結会計期間	48,873	37,749	1,733	84,889
役務取引等収支	前中間連結会計期間	77,168	1,641	2,543	81,354
	当中間連結会計期間	77,009	3,253	2,165	82,428
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	90,780	2,644	6,114	87,310
	当中間連結会計期間	89,953	4,965	5,811	89,106
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	13,611	1,002	8,657	5,956
	当中間連結会計期間	12,943	1,711	7,976	6,678
特定取引収支	前中間連結会計期間	10,254	1,249		11,504
	当中間連結会計期間	2,060	1,182		3,242
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	10,392	1,234		11,627
	当中間連結会計期間	2,153	1,152	13	3,292
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	137	15		122
	当中間連結会計期間	92	29	13	50
その他業務収支	前中間連結会計期間	25,945	3,920	107	29,973
	当中間連結会計期間	8,249	7,575	2	15,828
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	6,644	3,864	128	10,381
	当中間連結会計期間	6,702	964	84	7,582
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	32,590	7,785	20	40,355
	当中間連結会計期間	14,952	8,540	81	23,410

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間8百万円、当中間連結会計期間16百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達 の状況

資金運用勘定の平均残高は、国内・海外合計で貸出金及び有価証券を中心に17兆4,413億円となり、利回りは2.19%となりました。一方、資金調達勘定の平均残高は、国内・海外合計で預金を中心に17兆1,604億円となり、利回りは0.98%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	15,956,898	140,350	1.75
	当中間連結会計期間	15,670,216	148,239	1.88
うち貸出金	前中間連結会計期間	10,119,364	63,176	1.24
	当中間連結会計期間	9,334,817	72,368	1.54
うち有価証券	前中間連結会計期間	4,798,872	68,567	2.84
	当中間連結会計期間	5,000,367	67,204	2.68
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	256,628	270	0.20
	当中間連結会計期間	294,365	1,094	0.74
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	835	0	0.00
	当中間連結会計期間	149	0	0.54
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	226,373	317	0.28
	当中間連結会計期間	426,280	1,256	0.58
うち預け金	前中間連結会計期間	403,691	5,153	2.54
	当中間連結会計期間	517,680	4,894	1.88
資金調達勘定	前中間連結会計期間	15,707,322	28,161	0.35
	当中間連結会計期間	15,376,539	48,873	0.63
うち預金	前中間連結会計期間	10,917,703	17,842	0.32
	当中間連結会計期間	10,883,283	26,222	0.48
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,357,198	1,356	0.19
	当中間連結会計期間	1,504,056	4,574	0.60
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	339,778	2,062	1.21
	当中間連結会計期間	200,619	1,917	1.90
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	34,235	262	1.53
	当中間連結会計期間	70,355	1,145	3.24
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	120,623	204	0.33
	当中間連結会計期間	137,031	396	0.57
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	732,200	2,611	0.71
	当中間連結会計期間	532,481	2,636	0.98

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 平均残高及び利息は、当社と国内連結子会社を単純合算したものを表示しております。

4. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間173,709百万円、当中間連結会計期間165,288百万円)を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間9,597百万円、当中間連結会計期間7,975百万円)及び利息(前中間連結会計期間8百万円、当中間連結会計期間16百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,673,107	36,894	4.39
	当中間連結会計期間	1,975,348	47,054	4.75
うち貸出金	前中間連結会計期間	299,927	6,900	4.58
	当中間連結会計期間	314,787	7,814	4.95
うち有価証券	前中間連結会計期間	821,530	18,545	4.50
	当中間連結会計期間	1,033,877	24,962	4.81
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	183,129	2,486	2.70
	当中間連結会計期間	191,095	3,526	3.68
うち預け金	前中間連結会計期間	367,111	8,408	4.56
	当中間連結会計期間	434,535	10,590	4.86
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,632,925	27,957	3.41
	当中間連結会計期間	1,929,751	37,749	3.90
うち預金	前中間連結会計期間	731,105	13,153	3.58
	当中間連結会計期間	1,044,376	17,410	3.32
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	219,788	5,483	4.97
	当中間連結会計期間	379,415	10,267	5.39
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	419,946	5,944	2.82
	当中間連結会計期間	385,774	7,329	3.78
うちコマーシャル・ペ ーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	455	11	4.88
	当中間連結会計期間	2,248	36	3.25

- (注) 1. 「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
3. 平均残高及び利息は、当社と海外連結子会社を単純合算したものを表示しております。
4. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,902百万円、当中間連結会計期間1,273百万円)を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間 連結会計期間	17,630,005	415,072	17,214,933	177,245	1,560	175,685	2.03
	当中間 連結会計期間	17,645,565	204,233	17,441,331	195,293	3,215	192,078	2.19
うち貸出金	前中間 連結会計期間	10,419,291	96,620	10,322,670	70,077	915	69,161	1.33
	当中間 連結会計期間	9,649,604	23,243	9,626,361	80,183	286	79,897	1.65
うち有価証券	前中間 連結会計期間	5,620,402	150,426	5,469,975	87,113	48	87,065	3.17
	当中間 連結会計期間	6,034,245	61,242	5,973,003	92,166	1,497	90,669	3.02
うちコール ローン及び 買入手形	前中間 連結会計期間	256,628		256,628	270		270	0.20
	当中間 連結会計期間	294,365	54	294,310	1,094	0	1,093	0.74
うち買現先 勘定	前中間 連結会計期間	835		835	0		0	0.00
	当中間 連結会計期間	149		149	0		0	0.54
うち債券貸借 取引支払保証 金	前中間 連結会計期間	409,502	44,487	365,015	2,804	499	2,305	1.25
	当中間 連結会計期間	617,376	95,586	521,789	4,783	1,360	3,423	1.30
うち預け金	前中間 連結会計期間	770,802	123,336	647,466	13,561	96	13,465	4.14
	当中間 連結会計期間	952,215	24,106	928,108	15,484	70	15,414	3.31
資金調達勘定	前中間 連結会計期間	17,340,247	268,027	17,072,220	56,119	1,525	54,594	0.63
	当中間 連結会計期間	17,306,290	145,793	17,160,496	86,622	1,733	84,889	0.98
うち預金	前中間 連結会計期間	11,648,808	23,718	11,625,090	30,996	39	30,956	0.53
	当中間 連結会計期間	11,927,659	26,534	11,901,125	43,633	69	43,563	0.73
うち譲渡性 預金	前中間 連結会計期間	1,576,987	103,000	1,473,987	6,839	56	6,783	0.91
	当中間 連結会計期間	1,883,472	375	1,883,097	14,841	1	14,840	1.57
うちコール マネー及び 売渡手形	前中間 連結会計期間	339,778		339,778	2,062		2,062	1.21
	当中間 連結会計期間	200,619	54	200,564	1,917	0	1,916	1.90
うち売現先 勘定	前中間 連結会計期間	34,235	23,277	10,958	262	235	27	0.49
	当中間 連結会計期間	70,355	64,888	5,466	1,145	1,056	88	3.24
うち債券貸借 取引受入担保 金	前中間 連結会計期間	540,570	21,209	519,360	6,148	262	5,885	2.26
	当中間 連結会計期間	522,806	30,698	492,107	7,725	303	7,421	3.00
うちコマー シャル・ ペーパー	前中間 連結会計期間							
	当中間 連結会計期間							
うち借入金	前中間 連結会計期間	732,656	96,620	636,035	2,622	701	1,920	0.60
	当中間 連結会計期間	534,730	23,243	511,487	2,673	254	2,419	0.94

(注) 1. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間175,612百万円、当中間連結会計期間166,561百万円)を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間9,597百万円、当中間連結会計期間7,975百万円)及び利息(前中間連結会計期間8百万円、当中間連結会計期間16百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内では信託関連業務を中心に899億円となりました。

また、海外では49億円となり、相殺消去額58億円を控除した結果、合計では891億円となりました。
一方、役務取引等費用は、合計では66億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	90,780	2,644	6,114	87,310
	当中間連結会計期間	89,953	4,965	5,811	89,106
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	58,162	0	806	57,356
	当中間連結会計期間	56,575	0	612	55,963
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,045	140	3	2,182
	当中間連結会計期間	1,971	81	1	2,051
うち為替業務	前中間連結会計期間	721	4	13	712
	当中間連結会計期間	682	4	13	673
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	14,267	572	1,764	13,075
	当中間連結会計期間	16,515	392	869	16,039
うち代理業務	前中間連結会計期間	721			721
	当中間連結会計期間	706			706
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	313	848	79	1,082
	当中間連結会計期間	288		0	288
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,030	30	42	1,018
	当中間連結会計期間	1,045	23	38	1,031
役務取引等費用	前中間連結会計期間	13,611	1,002	8,657	5,956
	当中間連結会計期間	12,943	1,711	7,976	6,678
うち為替業務	前中間連結会計期間	392	15	13	393
	当中間連結会計期間	303	114	13	404

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、特定金融派生商品収益を中心に32億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	10,392	1,234		11,627
	当中間連結会計期間	2,153	1,152	13	3,292
うち商品 有価証券収益	前中間連結会計期間	188	1,210		1,398
	当中間連結会計期間		1,155	13	1,142
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	9,925	24		9,949
	当中間連結会計期間	1,507	3		1,504
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	278			278
	当中間連結会計期間	645			645
特定取引費用	前中間連結会計期間	137	15		122
	当中間連結会計期間	92	29	13	50
うち商品 有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	13		13	
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間	137	15		122
	当中間連結会計期間	79	29		50
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は、国内ではその他の特定取引資産を中心に2,119億円となりました。また、海外では特定金融派生商品を中心に45億円となり、合計では2,165億円となりました。一方、特定取引負債は、特定金融派生商品を中心に313億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	277,724	7,948		285,673
	当中間連結会計期間	211,990	4,553		216,544
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	5,183	1,755		6,939
	当中間連結会計期間	5,419	2,080		7,500
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	11			11
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	26,885	6,193		33,078
	当中間連結会計期間	22,783	2,472		25,255
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	245,655			245,655
	当中間連結会計期間	183,776			183,776
特定取引負債	前中間連結会計期間	31,054	8,085		39,139
	当中間連結会計期間	27,561	3,821		31,382
うち売付商品債券	前中間連結会計期間		1,855		1,855
	当中間連結会計期間		1,333		1,333
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	4			4
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間		8		8
	当中間連結会計期間				
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	31,049	6,221		37,270
	当中間連結会計期間	27,561	2,487		30,049
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

(5) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を合算しております。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

科目	資産			
	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	336,706	0.26	292,520	0.20
有価証券	67,215,861	52.10	76,157,132	51.75
投資信託有価証券	17,598,977	13.64	19,186,016	13.04
投資信託外国投資	10,196,097	7.90	13,952,230	9.48
信託受益権	802,949	0.62	873,131	0.59
受託有価証券	2,673,693	2.07	3,607,048	2.45
金銭債権	12,580,998	9.75	12,741,384	8.66
動産不動産	6,966,937	5.40		
有形固定資産			8,250,696	5.61
地上権	18,405	0.02		
不動産の賃借権	60,693	0.05		
無形固定資産			119,170	0.08
その他債権	4,193,663	3.25	4,850,732	3.29
コールローン	3,199,233	2.48	3,147,832	2.14
銀行勘定貸	1,796,608	1.39	1,592,480	1.08
現金預け金	1,376,548	1.07	2,403,886	1.63
合計	129,017,374	100.00	147,174,263	100.00

科目	負債			
	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	33,668,792	26.10	34,666,765	23.56
年金信託	12,694,887	9.84	13,738,074	9.33
財産形成給付信託	14,443	0.01	13,060	0.01
貸付信託	499,794	0.39	294,976	0.20
投資信託	29,743,185	23.05	35,318,307	24.00
金銭信託以外の金銭の信託	4,887,970	3.79	4,640,714	3.15
有価証券の信託	4,247,846	3.29	5,020,913	3.41
金銭債権の信託	12,640,761	9.80	12,896,604	8.76
動産の信託	42,681	0.03	40,236	0.03
土地及びその定着物の信託	113,809	0.09	106,800	0.07
包括信託	30,463,200	23.61	40,437,810	27.48
その他の信託	0	0.00		
合計	129,017,374	100.00	147,174,263	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

- | | | |
|---------------|------------|--------------------|
| 2. 合算対象の連結子会社 | 前中間連結会計期間末 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
| | 当中間連結会計期間末 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
| 3. 共同信託他社管理財産 | 前中間連結会計期間末 | 4,139,984百万円 |
| | 当中間連結会計期間末 | 3,937,205百万円 |

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	2,047	0.61	1,927	0.66
建設業	20	0.01		
電気・ガス・熱供給・水道業	3,278	0.97	1,964	0.67
情報通信業	30	0.01	10	0.00
運輸業	9,254	2.75	6,978	2.39
卸売・小売業	45	0.01	12	0.00
金融・保険業	19,769	5.87	12,231	4.18
不動産業	19,814	5.89	18,302	6.26
各種サービス業	3,480	1.03	3,039	1.04
地方公共団体	29,589	8.79	27,548	9.42
その他	249,374	74.06	220,504	75.38
合計	336,706	100.00	292,520	100.00

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	178,203		178,203	160,953		160,953
有価証券	522,916		522,916	367,959		367,959
その他	1,155,565	502,838	1,658,403	859,169	296,921	1,156,091
資産計	1,856,686	502,838	2,359,524	1,388,082	296,921	1,685,004
元本	1,653,965	498,179	2,152,144	1,386,986	293,603	1,680,590
債権償却準備金	534		534	484		484
特別留保金		3,393	3,393		1,795	1,795
その他	202,186	1,265	203,451	612	1,521	2,133
負債計	1,856,686	502,838	2,359,524	1,388,082	296,921	1,685,004

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金178,203百万円のうち、破綻先債権額は85百万円、延滞債権額は50百万円、3ヵ月以上延滞債権額は96百万円、貸出条件緩和債権額は1,258百万円であります。また、これらの債権額の合計額は1,491百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金160,953百万円のうち、破綻先債権額は48百万円、延滞債権額は26百万円、3ヵ月以上延滞債権額は54百万円、貸出条件緩和債権額は809百万円であります。また、これらの債権額の合計額は938百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2	1
危険債権	3	1
要管理債権	9	6
正常債権	1,767	1,600

(6) 銀行業務の状況

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	10,757,369	681,318	25,022	11,413,665
	当中間連結会計期間	10,800,436	1,127,777	23,632	11,904,581
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,166,531	13,435	16,714	2,163,251
	当中間連結会計期間	2,099,475	108,000	13,005	2,194,470
うち定期性預金	前中間連結会計期間	8,232,393	667,871	8,307	8,891,957
	当中間連結会計期間	8,414,784	1,019,751	10,627	9,423,908
うちその他	前中間連結会計期間	358,444	11		358,456
	当中間連結会計期間	286,177	25		286,202
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,459,950	280,153	103,000	1,637,103
	当中間連結会計期間	1,481,580	313,160	390	1,794,350
総合計	前中間連結会計期間	12,217,319	961,472	128,022	13,050,768
	当中間連結会計期間	12,282,016	1,440,937	24,022	13,698,932

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4. 定期性預金 = 定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,902,098	100.00	9,445,806	100.00
製造業	1,220,707	12.33	1,318,819	13.96
農業	1,154	0.01	1,221	0.01
林業				
漁業	27,371	0.28	28,776	0.31
鉱業	3,423	0.03	1,262	0.01
建設業	153,863	1.55	144,478	1.53
電気・ガス・熱供給・水道業	240,601	2.43	274,715	2.91
情報通信業	210,021	2.12	222,567	2.36
運輸業	704,918	7.12	718,614	7.61
卸売・小売業	737,596	7.45	759,691	8.04
金融・保険業	2,190,121	22.12	2,007,404	21.25
不動産業	1,561,676	15.77	1,618,132	17.13
各種サービス業	857,005	8.65	918,204	9.72
地方公共団体	24,323	0.25	20,053	0.21
その他	1,969,311	19.89	1,411,858	14.95
海外及び特別国際金融取引勘定分	283,710	100.00	312,038	100.00
政府等	1,328	0.47	1,234	0.40
金融機関	59,658	21.03	88,755	28.44
その他	222,724	78.50	222,048	71.16
合計	10,185,808		9,757,844	

(注) 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成18年9月30日現在及び平成19年9月30日現在は該当ありません。

国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	3,384,986			3,384,986
	当中間連結会計期間	2,862,709			2,862,709
地方債	前中間連結会計期間	101,039			101,039
	当中間連結会計期間	85,341			85,341
社債	前中間連結会計期間	290,107			290,107
	当中間連結会計期間	415,466			415,466
株式	前中間連結会計期間	1,610,382		128,170	1,482,211
	当中間連結会計期間	1,541,970		25,232	1,516,738
その他の証券	前中間連結会計期間	927,384	867,712	21,556	1,773,540
	当中間連結会計期間	838,029	888,337	33,019	1,693,347
合計	前中間連結会計期間	6,313,900	867,712	149,727	7,031,885
	当中間連結会計期間	5,743,517	888,337	58,251	6,573,603

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	222,508	215,476	7,031
うち信託報酬	58,729	59,651	921
うち信託勘定不良債権処理損失	74	32	41
貸出金償却	74	8	65
その他の与信関係費用		23	23
経費(除く臨時処理分)	99,780	99,878	98
人件費	32,817	30,242	2,575
物件費	62,016	63,345	1,328
税金	4,945	6,289	1,344
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	122,728	115,598	7,130
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	122,728	115,598	7,130
一般貸倒引当金繰入額		1,297	1,297
業務純益	122,728	114,300	8,428
信託勘定償却前業務純益	122,802	114,332	8,469
信託勘定償却前業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	122,802	115,630	7,171
うち債券関係損益	22,271	15,950	6,321
臨時損益	4,524	16,528	21,052
株式関係損益	2,515	4,950	7,465
銀行勘定不良債権処理損失	9,860	10,987	20,848
貸出金償却	323	1,186	863
個別貸倒引当金繰入額		10,943	10,943
その他の与信関係費用	10,184	1,143	9,041
その他臨時損益	7,852	590	7,261
経常利益	127,252	97,772	29,480
特別損益	36,391	2,465	33,926
うち償却債権取立益	6,489	3,330	3,158
うち偶発損失引当金戻入益(与信関連)		597	597
うち貸倒引当金戻入益	32,727		32,727
うち減損損失	2,164	3,391	1,227
税引前中間純利益	163,644	100,237	63,406
法人税、住民税及び事業税	247	231	478
法人税等調整額	50,815	39,752	11,062
中間純利益	112,581	60,715	51,865

(注) 1. 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定不良債権処理損失

4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除しているものであります。

5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.58	1.63	0.04
貸出金利回	1.15	1.44	0.29
有価証券利回	2.97	2.38	△0.59
(2) 資金調達利回 ②	0.16	0.42	0.25
預金等利回	0.16	0.39	0.22
(3) 資金粗利鞘 ①-②	1.42	1.20	△0.21

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	17.38	14.67	△2.71
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	17.38	14.67	△2.71
業務純益ベース	17.37	14.50	△2.87
中間純利益ベース	15.93	7.69	△8.23

(注)

$$ROE = \frac{(\text{利益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2}{\left\{ \frac{\text{期首純資産の部合計} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}}{(\text{資本の部合計})} + \frac{\text{期末純資産} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}}{\text{の部合計}} \right\} \div 2} \times 100$$

4. 預金・貸出金等の状況(単体)

(1) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	1,653,965	1,386,986	266,979
		平残	1,725,967	1,484,604	241,363
	貸付信託	末残	498,179	293,603	204,575
		平残	610,712	334,336	276,376
	合計	末残	2,152,144	1,680,590	471,554
		平残	2,336,679	1,818,940	517,739
貸出金	金銭信託	末残	178,203	160,953	17,250
		平残	184,089	166,199	17,890
	貸付信託	末残			
		平残			
	合計	末残	178,203	160,953	17,250
		平残	184,089	166,199	17,890

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,309,901	1,106,268	203,633
法人	842,205	574,291	267,913
その他	37	29	7
合計	2,152,144	1,680,590	471,554

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	96,320	88,800	7,519
うち住宅ローン残高	94,962	87,743	7,219
うちその他ローン残高	1,357	1,056	300

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	275,360	248,513	26,847
総貸出金残高	百万円	336,706	292,520	44,185
中小企業等貸出金比率	/ %	81.78	84.95	3.17
中小企業等貸出先件数	件	150,213	147,580	2,633
総貸出先件数	件	150,248	147,609	2,639
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.97	99.98	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金	未残	11,381,458	11,715,224	333,765
	平残	11,588,005	11,796,555	208,550
貸出金	未残	10,246,264	9,768,602	477,662
	平残	10,384,382	9,636,802	747,579

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	8,019,670	8,139,520	119,849
法人その他	2,634,086	2,596,908	37,178
合計	10,653,757	10,736,428	82,671

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,050,668	1,064,600	13,931
うち住宅ローン残高	1,022,137	1,040,702	18,564
うちその他ローン残高	28,531	23,897	4,633

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	4,672,596	4,710,971	38,375
総貸出金残高	百万円	9,962,567	9,456,024	506,543
中小企業等貸出金比率	/ %	46.90	49.81	2.91
中小企業等貸出先件数	件	103,789	97,158	6,631
総貸出先件数	件	105,174	98,481	6,693
中小企業等貸出先件数比率	/ %	98.68	98.65	0.02

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 . 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)
 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	1	309		
保証	217	276,763	153	244,498
計	218	277,073	153	244,498

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	324,279	324,279
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	582,419	412,315
	利益剰余金	396,104	508,952
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	63,936	17,367
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定	1,561	2,773
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	10,047	14,534
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	1,247,352	1,245,488
	繰延税金資産の控除金額()(注1)		
計 (A)	1,247,352	1,245,488	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)			
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	249,604	259,462
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,373	1,183
	一般貸倒引当金	75,375	69
	適格引当金が期待損失額を上回る額		12,641
	負債性資本調達手段等	447,900	369,900
	うち永久劣後債務(注3)	97,900	91,100
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	350,000	278,800
	計 (B)	771,507	640,890
うち自己資本への算入額	771,507	640,890	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注5) (D)	23,982	35,912
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,994,877	1,850,466

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	12,306,142	10,482,203
	オフ・バランス取引等項目	1,034,562	1,224,360
	信用リスク・アセットの額 (F)	13,340,704	11,706,563
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	53,667	228,984
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	4,293	18,318
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)		963,430
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)		77,074
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)		
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	13,394,372	12,898,978	
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100(%)		14.89	14.34
(参考)Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100(%)			9.65

(注) 1. 平成18年9月30日の繰延税金資産は純額で負債となっていることから、「繰延税金資産の控除金額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は498,941百万円であります。

また、平成19年9月30日の繰延税金資産は純額で負債となっていることから、「繰延税金資産の控除金額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は373,646百万円であります。

2. 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3. 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4. 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5. 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、第1号(旧告示第7条第1項第1号)に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年 9月30日	平成19年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	324,279	324,279
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	250,619	250,619
	その他資本剰余金	331,800	161,695
	利益準備金	73,714	73,714
	その他利益剰余金	274,535	395,446
	その他	23	23
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	63,936	17,367
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,190,988	1,188,364
	繰延税金資産の控除金額() (注1)		
計 (A)	1,190,988	1,188,364	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)			
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計 額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	247,640	257,879
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,980	1,183
	一般貸倒引当金	75,375	
	適格引当金が期待損失額を上回る額		12,442
	負債性資本調達手段等	447,900	369,900
	うち永久劣後債務(注3)	97,900	91,100
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	350,000	278,800
	計	768,934	639,037
うち自己資本への算入額 (B)	768,934	639,037	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
うち自己資本への算入額 (C)			
控除項目	控除項目(注5) (D)	14,746	25,089
自己資本額 (E)	(A) + (B) + (C) - (D)	1,945,177	1,802,312
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	12,401,885	10,481,739
	オフ・バランス取引等項目	1,041,127	1,252,215
	信用リスク・アセットの額 (F)	13,443,012	11,733,954
	マーケット・リスク相当額に係る額 (H) / 8% (G)	30,333	194,900
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	2,426	15,592
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (I) / 8% (J)		890,517
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)		71,241
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)		
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	13,473,346	12,819,371	
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100(%)		14.43	14.05
(参考)Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100(%)			9.27

- (注) 1. 平成18年9月30日の「繰延税金資産に相当する額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は476,395百万円であります。
- また、平成19年9月30日の「繰延税金資産に相当する額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は356,509百万円であります。
2. 告示第17条第2項(旧告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第18条第1項第4号(旧告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第18条第1項第5号及び第6号(旧告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第20条第1項第1号から第5号(旧告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	77	117
危険債権	410	709
要管理債権	1,032	398
正常債権	103,972	99,366

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

規制緩和の進展に伴い、金融機関を取り巻く競争環境が一段と激化する中、信託業界においても、業界の垣根を越えた競争の激化が予想されるなど、当社グループを取り巻く競争環境は一段と厳しさを増しております。

このような状況のもとで、当社グループは、経営統合効果の早期実現とシステム最終統合の推進に全力を尽くすとともに、お客さまや社会から強く支持される総合金融グループを目指すMUF Gグループの中核として、専門性を一層発揮し、より質の高い、競争力のある商品やサービスの開発ならびに新たな市場やチャネルの開拓によるお客さまへの商品提供機会の拡大に注力してまいります。

加えて、MUF Gグループにおいて導入している「連結事業本部制度」を通じ、銀行、信託および証券の各機能を最大限に活用することで、総合金融グループとしてのシナジーを追求していく所存であります。

また、本年4月に当社グループの中核である当社は、中期経営計画(平成19年度版)をスタートさせており、当社および当社グループ各社は、同計画の達成ならびに「基本戦略の柱」として掲げる4つの基本戦略の推進による「目指すべき姿」の実現に全力を挙げて取り組んでまいります。

<目指すべき姿>

高度なサービス・機能と新たなマーケットを追求するリーディング・トラストバンク

<基本戦略の柱>

顧客志向のビジネスモデル構築・信託プロダクトNo.1の実現・持続的成長の追求・

信頼と信用の確立

併せて、全社的なコストマネジメントの実施を通じたコストの最適化や、合併に伴うコスト削減効果の実現に向けた取り組みを継続する一方で、成長分野、戦略分野には積極的に資源投入するなど、経営資源の最適化・効率化を図ってまいります。

また、本年9月に施行された金融商品取引法への対応を初めとした各種法令・制度改正への対応の厳格化など、コンプライアンスの徹底とリスク管理の一層の高度化を引き続き推進するとともに、信託銀行として求められる高度な企業倫理を果たすべく、コーポレート・ガバナンスや内部管理態勢の強化を図ってまいります。

さらに、CSRを重視した経営の実践により、企業活動を通じた社会問題や環境問題への取り組みを積極的に展開するとともに、持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上を目指していく所存でございます。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成19年8月29日開催の当社取締役会において、株式会社三菱東京UFJ銀行との「吸収分割契約書」の締結を決議し、同日付で締結いたしました。

会社分割の概要は次のとおりであります。

1. 会社分割の目的

当社の法人拠点の貸出業務等を、東京・名古屋・大阪・九州(以下、「4拠点」という。)へ集約化することにより、MUFJグループ全体での経営効率化を図り、信託業務分野(不動産・証券代行・受託財産等)へ経営資源を積極的に投入し、MUFJグループの数多くの法人のお客さまへ「より高度な信託機能」をご提供することを目的に、4拠点以外の法人拠点(札幌・仙台・神奈川・長野・静岡・京都・神戸・広島・高松(以下、「9拠点」という。))における以下の対象事業を、会社分割により株式会社三菱東京UFJ銀行へ承継いたします。

2. 会社分割の方法

当社を吸収分割会社とし、株式会社三菱東京UFJ銀行を吸収分割承継会社とする吸収分割。なお、本吸収分割は、会社法第784条第3項の規定に基づき、当社株主総会の決議による吸収分割契約の承認を得ずに行うものであります。

3. 効力発生日

平成19年11月12日

4. 承継させる権利・義務

- (1) 対象事業 : 当社の9拠点にてお取引いただいている法人のお客さま向け貸出事業等の一部
- (2) 対象資産負債 : 対象事業に属する貸付債権、コールローン債務等
- (3) 対象契約 : 対象事業に関連する契約

5. 株式の割当

当社(吸収分割会社)に割り当てられる株式会社三菱東京UFJ銀行(吸収分割承継会社)が発行する株式は以下のとおりであります。

- (1) 株式の名称・種類 : 第一回第六種優先株式(無議決権優先株式)
- (2) 発行新株式数 : 1,000,000株

6. 算定根拠

当社は、以下の算定結果を考慮して、本吸収分割に際して当社に割り当てられる株式会社三菱東京UFJ銀行の株式は、第一回第六種優先株式(以下、「当該優先株式」という。)1,000,000株とすることが相当であると判断いたしました。

- (1) 株式会社三菱東京UFJ銀行が承継する資産・負債の額および事業価値について、第三者機関である株式会社GMDコーポレートファイナンス(現株式会社KPMG FAS)がDCF方式等を用いて行った事業価値分析の結果
- (2) 当該優先株式の価値について、第三者機関である三菱UFJ証券株式会社が、当該優先株式の性質に適合したパラメータ設定を行ったうえで、三項ツリーモデル等を用いて行った優先株式価値分析の結果

7. 吸収分割承継会社の概要

- (1) 商号 : 株式会社三菱東京UFJ銀行
- (2) 代表者 : 頭取 畔柳信雄
- (3) 本店所在地 : 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
- (4) 資本金 : 996,973百万円
- (5) 主要な事業の内容 : 銀行業務

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完了した重要な設備の改修および除却は次のとおりであります。

信託銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社	大阪支店他	大阪市 北区	改修(移転)	店舗	—	8,629	平成19年5月
当社	大阪ビル	大阪市 中央区	除却	店舗	—	13,127	平成19年6月

金融関連業その他

該当事項なし。

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

信託銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当社	東京ビル 他8ヵ所	東京都 千代田区他	店舗・ 事務所	11,193	36,576	6,170	10	42,757	—
	港南センター 他1センター	東京都 港区他	事務 センター	8,538	11,642	7,572	6	19,220	—
	野沢アパート 他50ヵ所	東京都 世田谷区他	社宅・寮・ 厚生施設	50,856 (1,623)	9,023	5,378	10	14,412	—

(注) 1. 上記設備は、平成19年4月1日付で、国内連結子会社であるエム・ユー・トラスト総合管理株式会社から吸収分割により承継したものであります。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

金融関連業その他

該当事項なし。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、改修および除却のうち、当中間連結会計期間中に重要な変更のあったものは次のとおりであります。

(1) 新設・改修 信託銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	変更の内容
当社	本店他	東京都 千代田区他	改修	店舗	非常用発電機の設置工事計画の見直しに伴い、完了予定年月を平成20年3月から平成21年12月に変更いたしました。
当社	芳賀センター	栃木県芳賀郡	改修	システム センター	電源装置に関する大規模改修工事計画の見直しに伴い、完了予定年月を平成20年2月から平成21年3月に変更いたしました。

金融関連業その他
該当事項なし。

(2) 除却
該当事項なし。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000,000
第一回第三種優先株式	1,000
第二回第三種優先株式	175,300,000
計	4,675,301,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,277,389,953	同左	非上場・非登録	注1.
第一回第三種 優先株式	1,000	同左	非上場・非登録	注2.
第二回第三種 優先株式	33,700,000	同左	非上場・非登録	注2.
計	3,311,090,953	同左	—	—

(注) 1. 普通株式は議決権を有しております。

2. 第一回第三種優先株式および第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(優先株主という。)に対し、普通株式を有する株主(普通株主という。)に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当(当該配当により支払われる金銭を優先配当金という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

- ・第一回第三種優先株式 1株につき年5円30銭
- ・第二回第三種優先株式 1株につき年11円50銭

② ある事業年度において、優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当(当該配当により支払われる金銭を優先中間配当金という。)を行う。

- ・第一回第三種優先株式 1株につき2円65銭
- ・第二回第三種優先株式 1株につき5円75銭

(3) 残余財産の分配

① 残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、次に定める額を支払う。

- ・第一回第三種優先株式 1株につき1,000円
- ・第二回第三種優先株式 1株につき1,000円

② 優先株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合または分割、募集株式等の割当てを受ける権利等

① 優先株式について株式の併合または分割は行わない。

② 優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 優先株主には、株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 取得請求権

第一回第三種優先株主および第二回第三種優先株主は、当会社の平成17年6月28日開催の株主総会およびU F J 信託銀行株式会社の平成17年6月29日開催の株主総会において承認を得た合併契約書で定める転換を請求し得べき期間中(第一回第三種優先株式または第二回第三種優先株式(以下、第三種優先株式という。))の取得を請求し得べき期間中という。)、当該合併契約書で定める転換の条件で、当社が第三種優先株式を取得するのと引き換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。

(6) 一斉取得

① 第三種優先株式の取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第三種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下、一斉取得日という。))をもって、当社が取得し、これと引き換えに、1株につき1,000円を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。))に1,000分の0.7を乗じて得られる数値の平均値(終値のない日数を除く。))で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が第一回第三種優先株式においては369円20銭を、第二回第三種優先株式においては365円80銭を下回るときは、それぞれ1株につき1,000円を当該各金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

② 前項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り上げる。

(7) 優先順位

第三種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(8) 第一回第三種優先株式(優先配当額5円30銭、優先中間配当額2円65銭)についての取得の定め及び一斉取得日

① 取得を請求し得べき期間

本優先株式発行の日から平成26年7月31日まで

② 取得の条件

本優先株式は下記の取得の条件により当社が本優先株式を取得するのと引き換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。

イ. 当初取得価額

422円60銭

ロ. 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(ただし、当該日が東京証券取引所において、完全親会社である株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ(以下「完全親会社」という。))の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))のある日(以下本項において「取引日」という。))でない場合にはその直前の取引日。(以下それぞれ「決定日」という。)(当日も含む。))に終了する、30取引日(以下「修正計算期間」という。))の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値に1,000分の0.7を乗じた価額の平均値(1円未満は切り上げる。))が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日(以下「効力発生日」という。))において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。

ただし、それぞれの算出金額が422円60銭(ただし、下記ハ. の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。))を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。

なお、修正計算期間において、下記ハ. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハ. に準じて調整される。

ハ. 取得価額の調整

a. 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。))を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。))により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

i. 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を発行または当社の有する普通株式を処分する場合(当社の普通株式の交付と引き換えに当社により取得される証券の取得による場合、または新株予約権の行使による場合を除く。)、調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ii. 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

- iii. 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引き換えに取得される証券(権利)を発行する場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)のすべてについての取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
 - b. 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
 - c. また、完全親会社において上記ハ. a. または b. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当会社取締役会が適当と判断する調整を行う。
 - d. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記ハ. a. ii. ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)に1,000分の0.7を乗じた価額の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
なお、上記45取引日の間に、上記ハ. a. 、 b. または c. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記ハ. a. 、 b. または c. に準じて調整される。
 - e. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数(ただし、当会社の有する普通株式数を除く。)とする。
 - f. 取得価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、上記ハ. a. i. の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記ハ. a. ii. の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円、上記ハ. a. iii. の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引き換えに取得される証券(権利)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
 - g. 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - h. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- 二. 取得と引き換えに交付すべき普通株式数
本優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した本優先株式の数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引き換えに交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

- ③ 取得と引き換えに交付する普通株式の内容
当会社普通株式
一斉取得
取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当会社が取得し、これと引き換えに、1株につき1,000円を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)に1,000分の0.7を乗じて得られる数値の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が369円20銭を下回るときは、1株につき1,000円を369円20銭で除して得られる数の普通株式を交付する。
上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り上げる。
- (9) 第二回第三種優先株式(優先配当額11円50銭、優先中間配当額5円75銭)についての取得の定め及び一斉取得日
- ① 取得を請求し得べき期間
本優先株式発行の日から平成21年7月31日まで
 - ② 取得の条件
本優先株式は下記の取得の条件により当会社が本優先株式を取得すると引き換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。
- イ. 当初取得価額
366円10銭

ロ. 取得価額の修正

取得価額は、平成18年6月15日以降平成20年6月15日まで毎年6月15日(ただし、当該日が東京証券取引所において、完全親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「完全親会社」という。)の普通株式の普通取引の最終売買価格のある日(以下本項において「取引日」という。)でない場合にはその直前の取引日。(以下それぞれ「決定日」という。)(当日も含む。))に終了する、30取引日(以下「修正計算期間」という。)の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の毎日の出来高加重平均株価に1,000分の0.7を乗じた価額の単純平均値が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の6月30日(以下「効力発生日」という。))において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。

ただし、それぞれの算出金額が366円10銭(ただし、下記ハ. の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。))を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。

上記において、完全親会社の普通株式の出来高加重平均株価に1,000分の0.7を乗じた価額の単純平均値とは、修正計算期間の各取引日に関し、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する「ジェー・ティー・エクイティ・エークューアール」(JT Equity AQR)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下「参照画面」という。))で発表する東京証券取引所における完全親会社の普通株式の売買価格の出来高加重平均値(ただし、上記取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の最終売買価格。いずれの場合にも修正計算期間において発生する下記ハ. の調整に準じて調整される。))に1,000分の0.7を乗じた価額の算術平均値(1円未満は切り上げる。))で当社が算出したものをいう。

ハ. 取得価額の調整

- a. 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。))を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。))により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- i. 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を発行または当会社の有する普通株式を処分する場合(当会社の普通株式の交付と引き換えに当会社より取得される証券の取得による場合、または新株予約権の行使による場合を除く。)、調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ii. 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- iii. 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引き換えに取得される証券(権利)を発行する場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)のすべてについての取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
- b. 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額(下限取得価額を含む。))の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- c. また、完全親会社において上記ハ. a. またはb. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当会社取締役会が適当と判断する調整を行う。
- d. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記ハ. a. ii. ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。))に1,000分の0.7を乗じた価額の平均値(終値のない日数を除く。))とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
なお、上記45取引日の間に、上記ハ. a. 、b. またはc. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記ハ. a. 、b. またはc. に準じて調整される。
- e. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数(ただし、当会社の有する普通株式数を除く。))とする。

- f. 取得価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、上記ハ. a. i. の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記ハ. a. ii. の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円、上記ハ. a. iii. の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引き換えに取得される証券(権利)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- g. 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- h. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- 二. 取得と引き換えに交付すべき普通株式数
本優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した本優先株式の数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引き換えに交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

- ③ 取得と引き換えに交付する普通株式の内容
当会社普通株式
一斉取得

取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当会社が取得し、これと引き換えに、1株につき1,000円を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)に1,000分の0.7を乗じて得られる数値の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が365円80銭を下回るときは、1株につき1,000円を365円80銭で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り上げる。

(10) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金が支払われる旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金が支払われる旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時までは議決権を有する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月27日	△79,500	3,311,090	—	324,279,038	—	250,619,488

(注) 平成19年4月27日 発行済株式総数の減少は、自己株式として当社が保有していた第二回第三種優先株式79,500,000株を消却したことによるものであります。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内2-7-1	3,277,389	100.00

② 第一回第三種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内2-7-1	1	100.00

③ 第二回第三種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内2-7-1	33,700	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	1,000	—	第一回第三種優先株式 内容は、1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載のとおりで あります。
	33,700,000	—	第二回第三種優先株式 内容は、1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載のとおりで あります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	3,277,389,000	3,277,389	普通株式 内容は、1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載のとおりで あります。
単元未満株式	953	—	普通株式 内容は、1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載のとおりで あります。
発行済株式総数	3,311,090,953	—	—
総株主の議決権	—	3,277,389	—

② 【自己株式等】

該当事項なし。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

該当事項なし。

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項なし。

(2) 退任役員

該当事項なし。

(3) 役職の異動

取締役および監査役には役職の異動はありません。

(注) 執行役員役職の異動は次のとおりであります。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役員 横浜駅西口支店長 兼横浜支店長 兼神奈川営業部長	執行役員 横浜駅西口支店長 兼横浜支店長	鈴木久美	平成19年12月17日

第5 【経理の状況】

1．当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号 以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号 以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3．前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		835,172	4.20	1,029,644	5.23	995,395	5.07
コールローン及び買入手形		259,300	1.30	352,900	1.79	177,100	0.90
債券貸借取引支払保証金		63,144	0.32	339,281	1.72	237,036	1.20
買入金銭債権		124,560	0.63	75,791	0.39	95,328	0.48
特定取引資産	8	285,673	1.44	216,544	1.10	237,989	1.21
金銭の信託		2,425	0.01	467	0.00	9,562	0.05
有価証券	1, 2,8, 15	7,031,885	35.35	6,573,603	33.41	7,011,525	35.69
投資損失引当金		37	0.00	736	0.00	577	0.00
貸出金	2, 3,4, 5,6, 7,8, 9	10,185,808	51.20	9,757,844	49.59	9,834,126	50.06
外国為替		6,299	0.03	7,974	0.04	5,203	0.03
その他資産		623,737	3.13	926,742	4.71	624,618	3.18
有形固定資産	10, 11,12	196,281	0.99	186,241	0.95	189,302	0.96
無形固定資産		81,828	0.41	76,748	0.39	78,246	0.40
繰延税金資産		2,175	0.01	3,369	0.02	3,413	0.02
支払承諾見返	15	283,380	1.42	265,366	1.35	270,554	1.38
貸倒引当金		87,906	0.44	135,255	0.69	123,869	0.63
資産の部合計		19,893,728	100.00	19,676,527	100.00	19,644,958	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		11,413,665	57.37	11,904,581	60.50	11,784,076	59.98
譲渡性預金		1,637,103	8.23	1,794,350	9.12	1,724,083	8.78
コールマネー及び売渡手形		267,645	1.34	141,260	0.72	292,026	1.49
売現先勘定	8	52,623	0.26	55,343	0.28	218,264	1.11
債券貸借取引受入担保金	8	631,839	3.18	347,905	1.77	320,389	1.63
特定取引負債		39,139	0.20	31,382	0.16	33,300	0.17
借入金	8, 13	1,248,824	6.28	461,880	2.35	904,061	4.60
外国為替		491	0.00	9	0.00	592	0.00
短期社債		258,100	1.30	110,300	0.56	81,900	0.42
社債	14	335,900	1.69	273,900	1.39	312,600	1.59
信託勘定借		1,796,608	9.03	1,592,480	8.09	1,542,448	7.85
その他負債		268,272	1.35	1,003,590	5.10	304,314	1.55
賞与引当金		6,165	0.03	6,113	0.03	6,152	0.03
役員賞与引当金						90	0.00
退職給付引当金		1,772	0.01	2,488	0.01	1,934	0.01
役員退職慰労引当金				149	0.00		
偶発損失引当金		5,417	0.03	7,538	0.04	9,615	0.05
繰延税金負債		17,166	0.09	84,278	0.43	92,284	0.47
再評価に係る繰延税金負債	10	7,607	0.04	7,630	0.04	7,839	0.04
支払承諾	15	283,380	1.42	265,366	1.35	270,554	1.38
負債の部合計		18,271,723	91.85	18,090,549	91.94	17,906,528	91.15
(純資産の部)							
資本金		324,279	1.63	324,279	1.65	324,279	1.65
資本剰余金		582,419	2.93	412,315	2.10	530,334	2.70
利益剰余金		396,104	1.99	508,952	2.59	471,989	2.40
株主資本合計		1,302,802	6.55	1,245,547	6.34	1,326,602	6.75
その他有価証券評価差額金		328,805	1.65	343,072	1.74	417,489	2.13
繰延ヘッジ損益		7,695	0.04	9,888	0.05	6,859	0.03
土地再評価差額金	10	10,659	0.05	10,260	0.05	10,329	0.05
為替換算調整勘定		1,561	0.01	2,773	0.01	749	0.00
評価・換算差額等合計		308,890	1.55	325,697	1.65	401,049	2.05
少数株主持分		10,312	0.05	14,733	0.07	10,777	0.05
純資産の部合計		1,622,005	8.15	1,585,978	8.06	1,738,429	8.85
負債及び純資産の部合計		19,893,728	100.00	19,676,527	100.00	19,644,958	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益	1	373,815	100.00	372,802	100.00	750,273	100.00
信託報酬		67,443		66,102		128,383	
資金運用収益		175,685		192,078		340,794	
(うち貸出金利息)		(69,161)		(79,897)		(142,849)	
(うち有価証券利息配当金)		(87,065)		(90,669)		(158,877)	
役務取引等収益		87,310		89,106		188,420	
特定取引収益		11,627		3,292		19,732	
その他業務収益		10,381		7,582		28,276	
その他経常収益		21,366		14,640		44,665	
経常費用	2	236,141	63.17	270,891	72.66	468,677	62.47
資金調達費用		54,602		84,906		128,026	
(うち預金利息)		(30,956)		(43,563)		(68,034)	
役務取引等費用		5,956		6,678		10,904	
特定取引費用		122		50		172	
その他業務費用		40,355		23,410		51,319	
営業経費		127,374		125,072		251,075	
その他経常費用	7,730		30,773		27,179		
経常利益		137,674	36.83	101,911	27.34	281,595	37.53
特別利益		39,727	10.63	5,378	1.44	13,933	1.86
固定資産処分益		920		1,113		3,995	
貸倒引当金戻入益		32,114					
償却債権取立益		6,563		3,401		9,937	
偶発損失引当金戻入益				863			
その他の特別利益	130						
特別損失		3,707	0.99	1,661	0.45	9,599	1.28
固定資産処分損		1,541		1,245		3,722	
減損損失		2,165		416		5,876	
税金等調整前中間(当期)純利益		173,694	46.47	105,627	28.33	285,929	38.11
法人税、住民税及び事業税		2,895	0.78	1,774	0.48	6,505	0.87
法人税等調整額		50,567	13.53	40,155	10.77	70,107	9.34
少数株主利益		910	0.24	896	0.24	1,385	0.19
中間(当期)純利益		119,320	31.92	62,800	16.84	207,931	27.71

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	324,279	582,419	302,012	1,208,711
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)			25,429	25,429
中間純利益			119,320	119,320
土地再評価差額金の取崩			200	200
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)			94,091	94,091
平成18年9月30日残高(百万円)	324,279	582,419	396,104	1,302,802

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	380,671		11,002	3,042	366,627	11,444	1,586,783
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)							25,429
中間純利益							119,320
土地再評価差額金の取崩							200
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	51,866	7,695	343	1,481	57,736	1,132	58,869
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	51,866	7,695	343	1,481	57,736	1,132	35,221
平成18年9月30日残高(百万円)	328,805	7,695	10,659	1,561	308,890	10,312	1,622,005

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	324,279	530,334	471,989	1,326,602
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当		118,018	25,822	143,841
中間純利益			62,800	62,800
土地再評価差額金の取崩			14	14
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		118,018	36,963	81,055
平成19年9月30日残高(百万円)	324,279	412,315	508,952	1,245,547

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	417,489	6,859	10,329	749	401,049	10,777	1,738,429
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当							143,841
中間純利益							62,800
土地再評価差額金の取崩							14
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	74,416	3,029	69	2,024	75,352	3,956	71,395
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	74,416	3,029	69	2,024	75,352	3,956	152,451
平成19年9月30日残高(百万円)	343,072	9,888	10,260	2,773	325,697	14,733	1,585,978

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	324,279	582,419	302,012	1,208,711
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)			25,429	25,429
剰余金の配当		52,085	11,851	63,936
当期純利益			207,931	207,931
土地再評価差額金の取崩			673	673
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計(百万円)		52,085	169,976	117,891
平成19年3月31日残高(百万円)	324,279	530,334	471,989	1,326,602

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	380,671		11,002	3,042	366,627	11,444	1,586,783
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注)							25,429
剰余金の配当							63,936
当期純利益							207,931
土地再評価差額金の取崩							673
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	36,817	6,859	673	3,791	34,422	667	33,754
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	36,817	6,859	673	3,791	34,422	667	151,646
平成19年3月31日残高(百万円)	417,489	6,859	10,329	749	401,049	10,777	1,738,429

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		173,694	105,627	285,929
減価償却費		21,674	20,557	44,300
減損損失		2,165	416	5,876
のれん償却額		—	—	77
負ののれん償却額		△1,200	△748	△1,200
持分法による投資損益(△)		△1,406	△1,421	△2,759
貸倒引当金の増加額		△32,907	11,382	3,052
投資損失引当金の増加額		△130	159	409
賞与引当金の増加額		177	△38	163
役員賞与引当金の増加額		—	△90	90
退職給付引当金の増加額		△8,659	554	△8,497
役員退職慰労引当金の増加額		—	13	—
偶発損失引当金の増加額		1,114	△2,077	5,312
資金運用収益		△175,685	△192,078	△340,794
資金調達費用		54,602	84,906	128,026
有価証券関係損益(△)		18,790	20,860	△333
金銭の信託の運用損益(△)		576	237	438
為替差損益(△)		△24,200	△9,574	△46,550
固定資産処分損益(△)		621	131	△272
特定取引資産の純増(△)減		29,197	21,484	76,922
特定取引負債の純増減(△)		△16,353	△1,951	△22,192
貸出金の純増(△)減		139,489	76,305	491,176
預金の純増減(△)		△540,744	△4,552	△171,454
譲渡性預金の純増減(△)		515,256	70,267	602,236
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)		1,050,322	△439,453	710,575
預け金(現金同等物を除く)の 純増(△)減		△21,924	△13,180	△64,126
コールローン等の純増(△)減		△207,152	△156,262	△95,720
債券貸借取引支払保証金の純 増(△)減		346,390	△94,086	194,875
コールマネー等の純増減(△)		△230,808	△313,687	△40,786
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		△28,845	19,391	△362,673
外国為替(資産)の純増(△)減		△1,150	△2,770	△55
外国為替(負債)の純増減(△)		△197	△582	△96
短期社債(負債)の純増減(△)		247,900	28,400	71,700
信託勘定借の純増減(△)		△632,459	50,031	△886,620
資金運用による収入		169,698	150,700	328,866
資金調達による支出		△52,862	△79,188	△121,057
その他		△32,627	25,187	△45,677
小計		762,353	△625,131	739,160
法人税等の支払額		△2,236	△4,720	△4,476
営業活動による キャッシュ・フロー		760,116	△629,851	734,684

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△5,845,324	△4,804,425	△10,195,027
有価証券の売却による収入		2,686,072	3,431,435	6,306,340
有価証券の償還による収入		2,000,236	2,083,194	2,984,249
金銭の信託の増加による支出		—	△4,000	△7,000
金銭の信託の減少による収入		10,000	12,855	10,000
有形固定資産の取得による 支出		△4,193	△4,520	△9,031
有形固定資産の売却による 収入		2,013	2,644	7,235
無形固定資産の取得による 支出		△14,529	△10,982	△28,921
無形固定資産の売却による 収入		104	—	105
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による収入		—	89,616	—
子会社株式の追加取得による 支出		△640	—	△640
投資活動による キャッシュ・フロー		△1,166,260	795,817	△932,689
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		10,000	—	16,000
劣後特約付借入金返済に よる支出		△22,000	△3,000	△33,000
劣後特約付社債の発行による 収入		9,000	—	9,000
劣後特約付社債の償還による 支出		△58,400	△38,700	△81,700
配当金支払額		△25,429	△143,841	△89,366
少数株主への配当金支払額		△5	△2	△5
財務活動による キャッシュ・フロー		△86,834	△185,544	△179,071
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△2	4,249	115
V 現金及び現金同等物の減少額		△492,981	△15,327	△376,960
VI 現金及び現金同等物の期首 残高		808,233	431,272	808,233
VII 新規連結に伴う現金 及び現金同等物の増加額		0	—	0
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		315,251	415,944	431,272

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 22社 主要な会社名 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 エム・ユー投資顧問株式会社 Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation(U.S.A) なお、三菱信情報システム株式会社と東洋システム開発株式会社は平成18年4月に合併し、三菱UFJトラストシステム株式会社にて社名変更しております。 また、東洋総合管理株式会社は、平成18年5月、清算により連結の範囲から除外しております。 Mitsubishi Trust Finance (Ireland)PLCは、清算配当受領に伴い、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)の適用に伴い、当中間連結会計期間より、イータカーリーナ有限会社を営業者とする匿名組合を連結しております。</p> <p>株式会社ハイジアにつきましては、議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けるため、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>連結子会社 25社 主要な会社名 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 エム・ユー投資顧問株式会社 三菱UFJ不動産販売株式会社 Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation(U.S.A) Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.及びMUGC Lux Management S.A.は、平成19年4月、株式の取得により、菱託企業管理諮詢(上海)有限公司は、平成19年7月、設立により連結の範囲に含めております。</p> <p>株式会社ハイジアにつきましては、議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>(追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、連結の範囲から除外しております。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日 企業会計基準適用指針第15号)が平成19年4月1日以降開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しておりますが、当該特別目的会社の開示に関し、重要性が乏しいもので</p>	<p>連結子会社 22社 会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、三菱信情報システム株式会社と東洋システム開発株式会社は平成18年4月に合併し、三菱UFJトラストシステム株式会社にて社名変更しております。 また、東洋総合管理株式会社は、平成18年5月、UFJトラストエクイティ株式会社は、平成19年3月、清算により連結の範囲から除外しております。 Mitsubishi Trust Finance (Ireland)PLCは、清算配当受領に伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。 Winglet L.P.は、平成19年2月、業務執行権の取得に伴い、連結の範囲に含めております。 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)の適用に伴い、当連結会計年度より、イータカーリーナ有限会社を営業者とする匿名組合を連結しております。</p> <p>株式会社ハイジアにつきましては、議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けるため、子会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		あるため注記を省略しております。	
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 8社</p> <p>主要な会社名 三菱UFJ投信株式会社 日本確定拠出年金コンサルティング株式会社</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 1社</p> <p>MU Japan Fund PLC MU Japan Fund PLCは、平成18年4月、出資金の拠出により関連会社となりましたが、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>株式会社両国シティコアにつきましては、議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けるため、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 9社</p> <p>主要な会社名 三菱UFJ投信株式会社 日本確定拠出年金コンサルティング株式会社 Mitsubishi UFJ Asset Management (HK) Limitedは、平成19年6月、設立により持分法適用の関連会社を含めております。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 1社</p> <p>MU Japan Fund PLC MU Japan Fund PLCは、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>株式会社両国シティコアにつきましては、議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 8社</p> <p>会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、UFJプラザ21株式会社は、平成19年1月にダイヤモンドプライベートオフィス株式会社と合併し、三菱UFJ個人財務アドバイザーズ株式会社に社名変更しております。</p> <p>また、JPビズメール株式会社は、平成19年1月、株式の売却に伴い、除外しております。</p> <p>BC Capital Partners, L.P.は、平成19年2月、業務執行権の取得に伴い、持分法適用の関連会社を含めております。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 1社</p> <p>MU Japan Fund PLC MU Japan Fund PLCは、平成18年4月、出資により関連会社となりましたが、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>株式会社両国シティコアにつきましては、議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けるため、関連会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 1社 6月末日 6社 9月末日 15社</p> <p>(2) 3月末日を中間決算日とする子会社1社及び6月末日を中間決算日とする子会社6社のうち1社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 10社 9月末日 15社</p> <p>(2) 6月末日を中間決算日とする子会社10社のうち1社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 7社 3月末日 15社</p> <p>(2) 12月末日を決算日とする子会社7社のうち1社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は時価法により行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法によっております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法によっております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 4年～15年</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 4年～15年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく定率法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、主として定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 4年～15年</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は支出時に 全額費用として処理して おります。	—	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は支出時に 全額費用として処理して おります。
	(6) 貸倒引当金の計上基準 当社及び国内連結子会 社の貸倒引当金は、予め 定めている資産の自己査 定基準及び償却・引当基 準に則り、次のとおり計 上しております。 破産、特別清算、手形 交換所における取引停止 処分等、法的・形式的に 経営破綻の事実が発生し ている債務者(以下「破 綻先」という)に対する 債権及び実質的に経営破 綻に陥っている債務者 (以下「実質破綻先」と いう)に対する債権につ いては、下記直接減額後 の帳簿価額から担保の処 分可能見込額及び保証に よる回収が可能と認めら れる額を控除し、その残 額を引き当てておりま す。今後、経営破綻に陥 る可能性が大きいと認め られる債務者に対する債 権(以下「破綻懸念先債 権」という)のうち、債 権の元本の回収及び利息 の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見 積ることができない債権 については、債権額から 担保の処分可能見込額及 び保証による回収が可能 と認められる額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断して必要と認めら れる額を引き当てており ます。破綻懸念先債権及 び今後の管理に注意を要 する債務者に対する債権 のうち、債権の元本の回 収及び利息の受取りに係 るキャッシュ・フローを 合理的に見積ることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 当初の約定利率で割り 引いた金額と債権の帳簿 価額との差額を引き当て ております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び国内連結子会 社の貸倒引当金は、予め 定めている資産の自己査 定基準及び償却・引当基 準に則り、次のとおり計 上しております。 破産、特別清算、手形 交換所における取引停止 処分等、法的・形式的に 経営破綻の事実が発生し ている債務者(以下「破 綻先」という)に対する 債権及び実質的に経営破 綻に陥っている債務者 (以下「実質破綻先」と いう)に対する債権につ いては、下記直接減額後 の帳簿価額から担保の処 分可能見込額及び保証に よる回収が可能と認めら れる額を控除し、その残 額を引き当てておりま す。今後、経営破綻に陥 る可能性が大きいと認め られる債務者に対する債 権(以下「破綻懸念先債 権」という)のうち、債 権の元本の回収及び利息 の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見 積ることができない債権 については、債権額から 担保の処分可能見込額及 び保証による回収が可能 と認められる額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断して必要と認めら れる額を引き当てており ます。破綻懸念先債権及 び今後の管理に注意を要 する債務者に対する債権 のうち、債権の元本の回 収及び利息の受取りに係 るキャッシュ・フローを 合理的に見積ることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 当初の約定利率で割り 引いた金額と債権の帳簿 価額との差額を引き当て ております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 当社及び国内連結子会 社の貸倒引当金は、予め 定めている資産の自己査 定基準及び償却・引当基 準に則り、次のとおり計 上しております。 破産、特別清算、手形 交換所における取引停止 処分等、法的・形式的に 経営破綻の事実が発生し ている債務者(以下「破 綻先」という)に対する 債権及び実質的に経営破 綻に陥っている債務者 (以下「実質破綻先」と いう)に対する債権につ いては、下記直接減額後 の帳簿価額から担保の処 分可能見込額及び保証に よる回収が可能と認めら れる額を控除し、その残 額を引き当てておりま す。今後、経営破綻に陥 る可能性が大きいと認め られる債務者に対する債 権(以下「破綻懸念先債 権」という)のうち、債 権の元本の回収及び利息 の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見 積ることができない債権 については、債権額から 担保の処分可能見込額及 び保証による回収が可能 と認められる額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断して必要と認めら れる額を引き当てており ます。破綻懸念先債権及 び今後の管理に注意を要 する債務者に対する債権 のうち、債権の元本の回 収及び利息の受取りに係 るキャッシュ・フローを 合理的に見積ることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 当初の約定利率で割り 引いた金額と債権の帳簿 価額との差額を引き当て ております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は136,353百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は68,350百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は82,056百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
			(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理 なお、退職給付制度を改訂することに伴い、過去勤務債務(38,476百万円(債務の減額))が発生しました。この過去勤務債務の費用処理年数については平均残存勤務期間を再計算した結果、10年としております。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理 なお、退職給付制度を改訂することに伴い、過去勤務債務(38,476百万円(債務の減額))が発生しました。この過去勤務債務の費用処理年数については平均残存勤務期間を再計算した結果、10年としております。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	の年数(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理		分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理
	—————	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	—————
	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。 なお、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金に計上していたものを含めて表示しております。その金額は、前連結会計年度末4,302百万円、前中間連結会計期間末3,745百万円であります。	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。 なお、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金に計上していたものを含めて表示しております。その金額は、前連結会計年度末においては4,302百万円であります。
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(12) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認め	(12) リース取引の処理方法 同左	(13) リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>られるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>		
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>一 種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスク</p>	<p>一 種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスク</p>	<p>一 種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスク</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>をデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は5,001百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は7,201百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対</p>	<p>をデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,376百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は3,005百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>をデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,871百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は3,658百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	(八)連結会社間取引等 同左	(八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。
	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」と	(14)消費税等の会計処理 同左	(15)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」と

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>いう)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>		<p>いう)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。</p>
	<p>(15)税効果会計に関する事項</p> <p>中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>(15)税効果会計に関する事項</p> <p>同左</p>	
	<p>(16)手形割引及び再割引の会計処理</p> <p>手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。</p>	<p>(16)手形割引及び再割引の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(16)手形割引及び再割引の会計処理</p> <p>同左</p>
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(信託報酬の計上基準)</p> <p>従来、信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間連結会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間連結会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ13,248百万円増加しております。</p>		<p>(信託報酬の計上基準)</p> <p>従来、信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当連結会計年度より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当連結会計年度に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものです。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ7,811百万円増加しております。</p>
<p>(その他の複合金融商品に関する会計処理)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるシンセティックローン担保証券及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(その他の複合金融商品に関する会計処理)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるシンセティックローン担保証券及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる連結貸借対照表及び連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,619,388百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,734,511百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表及び連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>
		<p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月28日 内閣府令第60号)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部に次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>(3) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していたソフトウェア等の取得による支出は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「無形固定資産の取得による支出」として表示しております。</p>	

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成19年9月28日 内閣府令第76号)により改正され、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金は、「役員退職慰労引当金」に区分して表示しております。</p> <p>なお、「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は、前連結会計年度末136百万円、前中間連結会計期間末131百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました役員退職慰労引当金の純増減は、中間連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金が「役員退職慰労引当金」に区分して表示されたことに伴い、「役員退職慰労引当金の増加額」として表示しております。</p> <p>なお、「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は、前連結会計年度 5百万円、前中間連結会計期間 10百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式12,223百万円及び出資金1,996百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に1,669百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は114,731百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは125,399百万円であります。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,039百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,583百万円、延滞債権額は46,534百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式15,366百万円及び出資金954百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に538百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,714百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは170,477百万円であります。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,916百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,416百万円、延滞債権額は80,885百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式15,430百万円及び出資金1,165百万円を含んでおります。 なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は1,233百万円であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に819百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は103,182百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは121,346百万円であります。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,445百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,550百万円、延滞債権額は76,226百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,062百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は102,191百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は152,372百万円であり ます。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円であり ます。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものと して会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は81,972百万円であり ます。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は50,646百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。 担保に供している資産 有価証券 1,064,701百万円 担保資産に対応する債務 借入金 1,044,500百万円</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,129百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,562百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,994百万円であり ます。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものと して会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は92,131百万円であり ます。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は277,812百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。 担保に供している資産 有価証券 274,068百万円 担保資産に対応する債務 借入金 260,800百万円</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,160百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は85,593百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は167,530百万円であり ます。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものと して会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は96,718百万円であり ます。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は168,970百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。 担保に供している資産 有価証券 715,402百万円 担保資産に対応する債務 借入金 697,600百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,454,156百万円及び貸出金933,398百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は34,985百万円、有価証券は518,909百万円であり、対応する売現先勘定は52,623百万円、債券貸借取引受入担保金は514,298百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,578,924百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産</p>	<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,982,327百万円及び貸出金208,288百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は398,956百万円であり、対応する売現先勘定は55,343百万円、債券貸借取引受入担保金は346,196百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,100,484百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産</p>	<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,937,048百万円及び貸出金345,042百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は433,091百万円であり、対応する売現先勘定は218,264百万円、債券貸借取引受入担保金は217,368百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,975,483百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>の部に計上しております。 再評価を行った年月日 当社 平成14年3月31日及び平成10年3月31日(合併による受入分) 国内連結子会社 平成13年12月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 当社及び国内連結子会社共に土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>11.有形固定資産の減価償却累計額 148,081百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 8,162百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金134,000百万円が含まれております。</p> <p>14.社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>16.当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,653,965百万円、貸付信託498,179百万円であります。</p>	<p>の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>11.有形固定資産の減価償却累計額 145,923百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 6,818百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金126,000百万円が含まれております。</p> <p>14. 同左</p> <p>15.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は17,127百万円であります。</p> <p>16.当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,386,986百万円、貸付信託293,603百万円であります。</p>	<p>の部に計上しております。 再評価を行った年月日 当社 平成14年3月31日及び平成10年3月31日(合併による受入分) 国内連結子会社 平成13年12月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 当社及び国内連結子会社共に土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>11.有形固定資産の減価償却累計額 148,125百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 8,015百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金129,000百万円が含まれております。</p> <p>14. 同左</p> <p>15.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は17,519百万円あります。</p> <p>16.当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,594,472百万円、貸付信託378,556百万円あります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、貸出債権等の売却に係る利益8,638百万円及び株式等売却益6,869百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、株式等償却3,110百万円及び偶発損失引当金繰入額1,114百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益8,148百万円、持分法投資利益1,421百万円及び貸出債権等の売却に係る利益1,373百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、株式等償却12,585百万円及び貸倒引当金繰入額12,539百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益23,606百万円及び貸出債権等の売却に係る利益9,109百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、株式等償却6,008百万円及び偶発債務損失引当金繰入額5,312百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,890,610	169,625		3,060,236	注
第一回第三種 優先株式	1			1	
第二回第三種 優先株式	175,300			175,300	
合計	3,065,911	169,625		3,235,537	
自己株式					
第二回第三種 優先株式		62,100		62,100	注
合計		62,100		62,100	

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加169,625千株は、第二回第三種優先株式の取得請求により発行交付したものであります。当該取得請求に応じたことにより、当社は第二回第三種優先株式の自己株式62,100千株を取得しております。なお、当該優先株式は、平成18年10月30日付で消却しております。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	23,413	8.10	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第三種 優先株式	0	5.30	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第二回第三種 優先株式	2,015	11.50	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年 11月20日 取締役会	普通株式	52,085	資本剰余金	17.02	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	普通株式	11,200	利益剰余金	3.66	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	第一回第三種 優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	第二回第三種 優先株式	650	利益剰余金	5.75	平成18年9月30日	平成18年11月21日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,277,389			3,277,389	
第一回第三種 優先株式	1			1	
第二回第三種 優先株式	113,200		79,500	33,700	注
合計	3,390,590		79,500	3,311,090	
自己株式					
第二回第三種 優先株式	79,500		79,500		注
合計	79,500		79,500		

(注) 第二回第三種優先株式の自己株式の減少79,500千株は、消却による減少であります。

なお、当該株式については取得の対価として普通株式を交付しているため、中間連結株主資本等変動計算書に記載すべき金額はありません。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	118,018	36.01	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	普通株式	25,629	7.82	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第二回第三種 優先株式	193	5.75	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 11月21日 取締役会	普通株式	17,173	利益剰余金	5.24	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第三種 優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第二回第三種 優先株式	193	利益剰余金	5.75	平成19年9月30日	平成19年11月22日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,890,610	386,779		3,277,389	注
第一回第三種 優先株式	1			1	
第二回第三種 優先株式	175,300		62,100	113,200	注
合計	3,065,911	386,779	62,100	3,390,590	
自己株式					
第二回第三種 優先株式		141,600	62,100	79,500	注
合計		141,600	62,100	79,500	

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加386,779千株は、第二回第三種優先株式の取得請求により発行交付したものであります。なお、当社は当該取得請求に応じたことにより、第二回第三種優先株式の自己株式141,600千株を取得しております。

第二回第三種優先株式の自己株式の株式数の減少62,100千株は、消却による減少であります。

また、当連結会計年度末に当社が保有していた第二回第三種優先株式は、平成19年4月27日付で消却しております。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	23,413	8.10	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第三種 優先株式	0	5.30	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第二回第三種 優先株式	2,015	11.50	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	52,085	17.02	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	普通株式	11,200	3.66	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	第二回第三種 優先株式	650	5.75	平成18年9月30日	平成18年11月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月27日 定時株主 総会	普通株式	118,018	資本剰余金	36.01	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	普通株式	25,629	利益剰余金	7.82	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第三種 優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第二回第三種 優先株式	193	利益剰余金	5.75	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 835,172	現金預け金勘定 1,029,644	現金預け金勘定 995,395
定期性預け金 519,921	定期性預け金 613,699	定期性預け金 564,123
譲渡性預け金	譲渡性預け金	譲渡性預け金
現金及び現金同等物 315,251	現金及び現金同等物 415,944	現金及び現金同等物 431,272

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																														
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,332</td> <td>11</td> <td>4,343</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,979</td> <td>8</td> <td>2,987</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>1,352</td> <td>3</td> <td>1,355</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>732百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>622百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,355百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>533百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>533百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>(貸手側) 該当する取引はありません。</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	4,332	11	4,343	減価償却累計額相当額	2,979	8	2,987	中間連結会計期間末残高相当額	1,352	3	1,355	1年内	732百万円	1年超	622百万円	合計	1,355百万円		533百万円		533百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,407</td> <td>22</td> <td>2,429</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,570</td> <td>18</td> <td>1,588</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>837</td> <td>3</td> <td>841</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>451百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>390百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>841百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>313百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>313百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>(貸手側) 該当する取引はありません。</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	2,407	22	2,429	減価償却累計額相当額	1,570	18	1,588	中間連結会計期間末残高相当額	837	3	841	1年内	451百万円	1年超	390百万円	合計	841百万円		313百万円		313百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>その他の有形固定資産 (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,174</td> <td>11</td> <td>4,185</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>3,125</td> <td>9</td> <td>3,134</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td>1,048</td> <td>2</td> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>543百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>507百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,050百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>951百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>951百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>(貸手側) 該当する取引はありません。</p>		その他の有形固定資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	4,174	11	4,185	減価償却累計額相当額	3,125	9	3,134	年度末残高相当額	1,048	2	1,050	1年内	543百万円	1年超	507百万円	合計	1,050百万円		951百万円		951百万円
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額相当額	4,332	11	4,343																																																																													
減価償却累計額相当額	2,979	8	2,987																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額	1,352	3	1,355																																																																													
1年内	732百万円																																																																															
1年超	622百万円																																																																															
合計	1,355百万円																																																																															
	533百万円																																																																															
	533百万円																																																																															
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額相当額	2,407	22	2,429																																																																													
減価償却累計額相当額	1,570	18	1,588																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額	837	3	841																																																																													
1年内	451百万円																																																																															
1年超	390百万円																																																																															
合計	841百万円																																																																															
	313百万円																																																																															
	313百万円																																																																															
	その他の有形固定資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額相当額	4,174	11	4,185																																																																													
減価償却累計額相当額	3,125	9	3,134																																																																													
年度末残高相当額	1,048	2	1,050																																																																													
1年内	543百万円																																																																															
1年超	507百万円																																																																															
合計	1,050百万円																																																																															
	951百万円																																																																															
	951百万円																																																																															

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 10,548百万円 1年超 53,269百万円 合計 63,818百万円 (貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 127百万円 1年超 497百万円 合計 625百万円	2. オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 10,656百万円 1年超 43,421百万円 合計 54,077百万円 (貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 73百万円 1年超 401百万円 合計 474百万円	2. オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 10,545百万円 1年超 48,121百万円 合計 58,667百万円 (貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 124百万円 1年超 418百万円 合計 542百万円

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の商品投資受益権等を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	568,078	573,835	5,757
地方債	82,944	84,272	1,327
社債	75,052	76,182	1,129
その他	5,379	5,388	8
外国債券	5,379	5,388	8
合計	731,455	739,677	8,222

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	862,764	1,383,684	520,920
債券	3,006,221	3,025,004	18,783
国債	2,798,492	2,816,908	18,416
地方債	17,976	18,094	117
社債	189,751	190,002	250
その他	1,837,100	1,848,465	11,365
外国株式	23,479	24,779	1,299
外国債券	1,352,240	1,359,131	6,891
その他	461,381	464,554	3,173
合計	5,706,086	6,257,155	551,069

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を中間連結会計期間の損失として処理しております。「時価が著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は40百万円(費用)であります。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	86,303
非上場債券	25,053

当中間連結会計期間末

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の商品投資受益権等を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	663,087	669,135	6,048
地方債	75,694	76,592	898
社債	177,340	178,324	984
その他	2,574	2,600	26
外国債券	2,574	2,600	26
合計	918,697	926,654	7,956

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	843,737	1,435,806	592,068
債券	2,387,444	2,386,901	542
国債	2,200,643	2,199,622	1,021
地方債	9,569	9,646	76
社債	177,230	177,632	401
その他	1,752,898	1,731,303	21,594
外国株式	14,305	15,571	1,265
外国債券	1,268,406	1,247,798	20,608
その他	470,186	467,934	2,251
合計	4,984,080	5,554,011	569,931

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を中間連結会計期間の損失として処理しております。「時価が著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は1百万円(費用)であります。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	67,563
非上場債券	60,493

前連結会計年度末

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債及び「買入金銭債権」中の商品投資受益権等を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	207,924	112

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	653,124	658,566	5,442	5,442	
地方債	78,121	79,189	1,067	1,070	3
社債	144,386	145,612	1,226	1,234	8
その他	5,572	5,627	55	57	2
外国債券	5,572	5,627	55	57	2
合計	881,204	888,995	7,791	7,805	13

- (注) 1. 時価は、連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	859,621	1,515,013	655,391	671,514	16,122
債券	2,468,467	2,476,054	7,586	8,116	529
国債	2,314,932	2,321,928	6,996	7,146	149
地方債	9,114	9,205	91	92	0
社債	144,421	144,919	498	877	379
その他	2,023,984	2,050,850	26,865	34,823	7,957
外国株式	15,274	16,707	1,433	1,721	288
外国債券	1,278,308	1,277,203	1,104	5,720	6,825
その他	730,401	756,939	26,537	27,381	844
合計	5,352,074	6,041,918	689,844	714,454	24,609

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- | | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は2百万円(収益)であります。

4. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	6,300,464	46,293	43,259

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	71,747
非上場債券	65,367

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	215,830	2,112,421	1,083,783	5,018
国債	203,842	1,733,885	1,037,324	
地方債	4,883	78,448	3,569	426
社債	7,104	300,086	42,889	4,592
その他	126,316	522,202	761,712	182,945
外国債券	124,917	413,200	596,645	145,993
その他	1,398	109,001	165,066	36,951
合計	342,146	2,634,623	1,845,495	187,964

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	9,562	

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当事項なし。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	553,912
その他有価証券	553,912
()繰延税金負債	225,389
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	328,523
()少数株主持分相当額	264
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	547
その他有価証券評価差額金	328,805

- (注) 1. 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額40百万円(費用)を除いております。
2. 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額2,802百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	575,466
その他有価証券	575,466
()繰延税金負債	232,686
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	342,780
()少数株主持分相当額	199
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	491
その他有価証券評価差額金	343,072

- (注) 1. 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額1百万円(費用)を除いております。
2. 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額5,534百万円(益)を含めております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	696,018
その他有価証券	696,018
()繰延税金負債	278,835
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	417,182
()少数株主持分相当額	242
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	548
その他有価証券評価差額金	417,489

(注) 1. 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額2百万円(収益)を除いております。

2. 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額6,176百万円を含めております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	150,889	57	57
	金利オプション	54,107	3	6
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	12,370,843	4,882	4,115
	金利オプション			
	キャップ・フロアー	446,576	102	2,922
	金利スワップション	247,639	120	1,284
	その他			
	合計		4,714	8,374

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	157,268	6,365	6,365
	為替予約	1,068,207	385	385
	通貨オプション	246,554	49	130
	その他			
	合計		6,029	5,848

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	4,876	13	13
	債券先物オプション	38,000	78	14
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計		64	28

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	91,983	139	139
	その他			
	合計		139	139

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	10,916,519	5,600	5,805
	金利オプション			
	キャップ・フロアー	585,999	190	3,311
	金利スワップション その他	97,471	46	565
	合計		5,363	9,682

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	119,911	8,817	8,817
	為替予約	12,477,708	1,827	1,827
	通貨オプション	108,800	215	40
	その他			
	合計		10,428	10,603

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	2,035	11	11
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計		11	11

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	30,586	103	103
	その他			
	合計		103	103

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社の利用しているデリバティブ取引は以下のとおりであります。

金利関連では、金利先物取引、金利先物オプション取引、金利スワップ取引、キャップ取引、フロアー取引、スワップション取引、クレジットデリバティブ取引、通貨関連では、為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、有価証券関連では、債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引、株価指数先物取引であります。

これらのデリバティブ取引は、ヘッジ目的以外の取引とヘッジ目的の取引に分かれ、区別して管理しております。

なお、海外の連結子会社の利用しているデリバティブ取引は、金利関連では、金利スワップ取引、通貨関連では、通貨スワップ取引であります。

(2) 取引の利用目的並びに取組方針

デリバティブ取引の主な利用目的は、金融商品が多様化する環境において、顧客の資金の運用調達の効率化や各種金融リスクのヘッジニーズに応えるため、当社自身の機動的な収益機会の確保のため、当社自身の市場リスクをコントロールする資産負債総合管理(ALM)の効果的な運営のためであります。このような目的達成のためには、デリバティブ取引への積極的な取り組みが不可欠であると認識しております。

ヘッジ目的以外のデリバティブ取引の基本方針は、マーケットの変動による収益機会を捉えて収益の極大化を目指すことにあります。

一方、ヘッジ目的の取引については、銀行経営の健全性の観点から当社の貸出金、預金、債券等の資産負債に係る金利変動リスク、為替変動リスクなどを適正な水準に調整することを基本方針としております。ヘッジ目的の取引においては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一になるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

デリバティブ取引を行うにあたっては、金利変動、価格変動リスクなどの各種リスクを厳格に管理、運営することを重点方針としております。デリバティブ取引についてリスク管理を重点方針とすることは、デリバティブに内在するリスクを確実に把握し、適切なリスク量のもとで将来にわたる収益機会を拡大する効果をもたらすとともに、顧客の一層幅広いニーズへの対応力を高めることにつながると考えております。

また、外貨資金調達を目的とした通貨スワップ取引もマーケット情勢を睨みながら活用しております。

なお、海外の連結子会社のデリバティブ取引に対する取組方針は、当社に準じております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクを内包しております。市場リスク及び信用リスクの管理は、ヘッジ目的以外の取引とヘッジ目的の取引を区別することなく、以下の方法によって行っております。

市場リスクとは取引対象物(金利、為替、債券等)の将来の市場価格変動と、デリバティブ固有の予想市場変動率(ボラティリティー)等の将来の変動によって損失を生じる可能性であります。金利関連デリバティブ取引については、将来の金利の変動によるリスク及びボラティリティーの変動によるリスクがあります。通貨関連デリバティブ取引については、将来の為替レートの変動によるリスク及びボラティリティーの変動によるリスクがあります。有価証券関連デリバティブ取引については、証券価格の変動によるリスク及びボラティリティーの変動によるリスクがあります。なお、当社においては、金利関連取引、通貨関連取引、有価証券関連取引の市場リスクについては、バリュー・アット・リスク<VAR>(過去の市場変動を基にして、資産・負債の市場価値が、今後一定期間でどの程度増減しうるかを分析し、通常予想される最大の損失額を計算したものを)を共通の尺度として、統合して管理する体制をとっております。取引対象物の価格変動に対する時価の変動率が大きい特殊なデリバティブ取引(レバレッジの効いたデリバティブ取引等)によるリスクはとっておりません。海外の連結子会社においても同様であります。

信用リスクとは取引相手方の契約不履行により損失を被る可能性であります。当社としては、デリバティブ取引について高度なノウハウを有し信用力の高い優良銀行、優良顧客と取引を行うとともに、万一の際には債権・債務の一括清算ができる契約を取引先と締結することや、当社との取引が多い海外に本店を有する金融機関などを中心に担保付きデリバティブ契約の締結を進めるなどのリスク軽減の施策も講じております。また、経済環境の変化等を背景とする取引相手先の信用状況の変動にも的確かつ迅速に対応しておりますので、重大な影響を及ぼすリスクはないと考えております。海外の連結子会社においても同様であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当社は、ALM審議会において、各部門が許容し得る市場リスクの上限を決定し、各部門は、設定された限度額の範囲内で、所定の取引権限規則及び市場リスク管理規則等に基づいて取引を行うこととしております。

個々の取引内容の妥当性の検証、リスク量・損益状況の把握、取引相手ごとのクレジットラインのチェックは、運用担当部署から独立したリスク管理部署が実施し、適正なリスク管理に努めております。

なお、当社のALM審議会は、海外の連結子会社のトレーディング取引に対して、市場リスクの上限を、バリュー・アット・リスクの尺度で、連結ベースでの自己資本等の経営体力に基づいて決定しております。

(5) 取引の時価等について

取引の時価は、当社のデリバティブ取引を市場実勢価格で評価したものです。

なお、デリバティブ取引に係る想定元本は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量又は信用リスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	20,210		53	53
	買建	14,245		45	45
	金利オプション				
	売建				
	買建	15,098		1	5
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,278,432	4,537,404	3,228	2,373
	受取変動・支払固定	5,369,458	4,581,755	2,157	9,586
	受取変動・支払変動	481,572	480,772	0	334
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	キャップ・フロアー				
	売建	298,624	263,663	2,187	2,060
	買建	282,570	249,561	2,001	1,396
	金利スワップション				
	売建	76,277	25,155	664	912
	買建	76,572	25,721	582	125
その他					
売建					
買建					
	合計			5,128	11,375

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ	280,131	104,236	8,176	8,176
	為替予約				
	売建	5,115,832	50,938	38,991	38,991
	買建	6,787,558	51,872	41,062	41,062
	通貨オプション				
	売建	208,455		1,631	46
	買建	205,213		1,685	105
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			6,051	6,046

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物 売建	8,293		60	60
	買建 債券先物オプション 売建	6,383		18	18
店頭	買建 その他 売建				
	買建				
	合計			41	41

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション 売建	68,183	67,683	312	312
	買建 その他 売建	25,700	25,700	75	75
	買建 合計			236	236

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 割引現在価値により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

連結会社は信託銀行業以外に金融関連業その他として証券業務、投資顧問業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

連結会社は信託銀行業以外に金融関連業その他として証券業務、投資顧問業務、不動産仲介業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結会社は信託銀行業以外に金融関連業その他として証券業務、投資顧問業務、不動産仲介業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	328,681	19,244	0	18,287	7,601	373,815	—	373,815
(2) セグメント間の 内部経常収益	4,469	293	389	1,860	5	7,017	(7,017)	—
計	333,151	19,537	389	20,148	7,607	380,833	(7,017)	373,815
経常費用	196,672	17,671	416	20,110	8,241	243,112	(6,971)	236,141
経常利益 (△は経常損失)	136,478	1,866	△27	37	△634	137,721	(46)	137,674

(注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「中南米」には、カリブ海地域等が属しております。「欧州」には、英国等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポールが属しております。

3. 会計処理基準等の変更

信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間連結会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間連結会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常利益はそれぞれ13,248百万円増加しましたが、この影響は「日本」におけるものであります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	320,814	14,025	0	28,681	9,280	372,802	—	372,802
(2) セグメント間の 内部経常収益	2,218	310	155	2,569	54	5,308	(5,308)	—
計	323,032	14,336	155	31,251	9,334	378,111	(5,308)	372,802
経常費用	218,278	16,786	176	30,532	10,425	276,199	(5,308)	270,891
経常利益 (△は経常損失)	104,754	△2,450	△20	719	△1,091	101,911	—	101,911

(注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「中南米」には、カリブ海地域等が属しております。「欧州」には、英国、ルクセンブルグ大公国が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	658,345	35,114	0	41,452	15,359	750,273	—	750,273
(2) セグメント間の 内部経常収益	8,737	669	658	3,795	13	13,874	(13,874)	—
計	667,083	35,784	658	45,248	15,372	764,147	(13,874)	750,273
経常費用	387,477	32,159	713	44,773	16,518	481,642	(12,965)	468,677
経常利益 (△は経常損失)	279,606	3,624	△54	474	△1,145	282,504	(908)	281,595

(注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「中南米」には、カリブ海地域等が属しております。「欧州」には、英国等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポールが属しております。

3. 会計処理基準等の変更

信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当連結会計年度より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当連結会計年度に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常利益はそれぞれ7,811百万円増加しましたが、この影響は「日本」におけるものであります。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	45,133
II 連結経常収益	373,815
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	12.0

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2. 海外経常収益は、当社の海外店取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	51,988
II 連結経常収益	372,802
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.9

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2. 海外経常収益は、当社の海外店取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	91,927
II 連結経常収益	750,273
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	12.2

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2. 海外経常収益は、当社の海外店取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	489円45銭	469円07銭	516円60銭
1株当たり 中間(当期)純利益	41円02銭	19円10銭	69円55銭
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益	35円41銭	18円63銭	61円71銭

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期) 純利益	百万円	119,320	62,800	207,931
普通株主に帰属 しない金額	百万円	650	193	844
優先配当額	百万円	650	193	844
普通株式に係る 中間(当期) 純利益	百万円	118,669	62,607	207,086
普通株式の 中間(期中) 平均株式数	千株	2,892,464	3,277,389	2,977,310
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益				
中間(当期) 純利益調整額	百万円	650	193	844
優先配当額	百万円	650	193	844
普通株式増加数	千株	476,979	92,053	392,133
優先株式の 転換	千株	476,979	92,053	392,133

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の 合計額	百万円	1,622,005	1,585,978	1,738,429
純資産の部の 合計額から控除 する金額	百万円	124,164	48,628	45,322
優先株式の 発行金額	百万円	113,201	33,701	33,701
優先配当額	百万円	650	193	844
少数株主持分	百万円	10,312	14,733	10,777
普通株式に係る 中間期末(期末)の 純資産額	百万円	1,497,840	1,537,349	1,693,106
1株当たり 純資産額の算定に 用いられた中間期 末(期末)の 普通株式数	千株	3,060,236	3,277,389	3,277,389

- (2) 【その他】
該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		749,751	3.84	771,578	4.07	888,167	4.62
コールローン		259,300	1.33	352,900	1.86	177,100	0.92
債券貸借取引支払保証金		29,670	0.15	152,292	0.80	150,638	0.78
買入金銭債権		124,414	0.64	75,422	0.40	95,235	0.49
特定取引資産	8	283,917	1.45	214,463	1.13	237,307	1.23
金銭の信託		2,425	0.01	464	0.00	9,559	0.05
有価証券	1, 2,8, 15	6,835,794	34.98	6,357,594	33.51	6,836,277	35.53
投資損失引当金		37	0.00	736	0.00	577	0.00
貸出金	2, 3,4, 5,6, 7,8, 9	10,246,264	52.43	9,768,602	51.48	9,890,460	51.40
外国為替		6,299	0.03	7,974	0.04	5,203	0.03
その他資産		642,171	3.29	919,336	4.84	650,789	3.38
有形固定資産	10, 11,14	110,780	0.57	183,169	0.97	108,462	0.56
無形固定資産		59,487	0.30	60,315	0.32	60,401	0.31
支払承諾見返	15	277,073	1.42	244,498	1.29	257,412	1.34
貸倒引当金		86,718	0.44	134,258	0.71	122,979	0.64
資産の部合計		19,540,594	100.00	18,973,617	100.00	19,243,460	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		11,381,458	58.25	11,715,224	61.75	11,764,679	61.14
譲渡性預金		1,740,103	8.91	1,794,740	9.46	1,724,653	8.96
コールマネー		267,645	1.37	141,260	0.74	292,026	1.52
売現先勘定	8	168,853	0.86	93,090	0.49	250,604	1.30
債券貸借取引受入担保金	8	482,135	2.47	270,054	1.42	202,248	1.05
特定取引負債		37,284	0.19	30,049	0.16	32,706	0.17
借入金	8, 12	1,270,724	6.50	465,214	2.45	916,365	4.76
外国為替		496	0.00	10	0.00	592	0.00
短期社債		258,100	1.32	110,300	0.58	81,900	0.43
社債	13	314,000	1.61	270,500	1.43	299,900	1.56
信託勘定借		1,490,109	7.62	1,237,408	6.52	1,328,469	6.90
その他負債		256,462	1.31	970,711	5.12	291,927	1.52
賞与引当金		4,507	0.02	4,390	0.02	4,432	0.02
役員賞与引当金						90	0.00
偶発損失引当金		5,417	0.03	7,534	0.04	9,612	0.05
繰延税金負債		17,092	0.09	84,252	0.44	92,284	0.48
再評価に係る繰延税金負債	14	5,796	0.03	7,630	0.04	6,150	0.03
支払承諾	15	277,073	1.42	244,498	1.29	257,412	1.34
負債の部合計		17,977,262	92.00	17,446,872	91.95	17,556,056	91.23

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		324,279	1.66	324,279	1.71	324,279	1.68
資本剰余金		582,419	2.98	412,315	2.17	530,334	2.76
資本準備金		250,619		250,619		250,619	
その他資本剰余金		331,800		161,695		279,714	
利益剰余金		348,135	1.78	469,178	2.47	434,303	2.26
利益準備金		73,714		73,714		73,714	
その他利益剰余金		274,421		395,464		360,589	
海外投資等損失準備金		0		0		0	
退職慰労基金		710		710		710	
別途積立金		138,495		138,495		138,495	
繰越利益剰余金		135,216		256,259		221,383	
株主資本合計		1,254,834	6.42	1,205,772	6.35	1,288,916	6.70
その他有価証券評価差額金		326,389	1.67	341,117	1.80	415,045	2.16
繰延ヘッジ損益		7,695	0.04	9,884	0.05	6,858	0.04
土地再評価差額金	14	10,197	0.05	10,260	0.05	9,699	0.05
評価・換算差額等合計		308,497	1.58	320,972	1.70	398,487	2.07
純資産の部合計		1,563,331	8.00	1,526,745	8.05	1,687,403	8.77
負債及び純資産の部合計		19,540,594	100.00	18,973,617	100.00	19,243,460	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		346,104	100.00	344,267	100.00	709,081	100.00
信託報酬		58,729		59,651		111,075	
資金運用収益 (うち貸出金利息)		172,407 (69,593)		186,746 (79,968)		348,257 (143,732)	
(うち有価証券利息配当金)		(86,173)		(90,937)		(171,645)	
役務取引等収益		75,906		75,325		165,111	
特定取引収益		10,417		2,150		17,197	
その他業務収益		10,508		7,628		28,407	
その他経常収益	2	18,134		12,765		39,031	
経常費用		218,851	63.23	246,495	71.60	430,721	60.74
資金調達費用 (うち預金利息)		52,306 (30,494)		80,610 (42,014)		123,150 (67,282)	
役務取引等費用		12,681		11,957		24,087	
特定取引費用		122		63		172	
その他業務費用		40,357		23,410		51,319	
営業経費	1	104,806		100,614		204,764	
その他経常費用	3	8,576		29,839		27,228	
経常利益		127,252	36.77	97,772	28.40	278,360	39.26
特別利益	4	39,506	11.41	9,847	2.86	10,558	1.49
特別損失	5	3,115	0.90	7,381	2.14	4,844	0.69
税引前中間(当期)純利益		163,644	47.28	100,237	29.12	284,073	40.06
法人税、住民税及び事業税		247	0.07	231	0.07	631	0.09
法人税等調整額		50,815	14.68	39,752	11.55	71,800	10.12
中間(当期)純利益		112,581	32.53	60,715	17.64	211,642	29.85

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	324,279	582,419	—	582,419
中間会計期間中の変動額				
資本準備金の取崩		△331,800	331,800	—
海外投資等損失準備金の取崩(注)				
別途積立金の取崩(注)				
剰余金の配当(注)				
中間純利益				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△331,800	331,800	—
平成18年9月30日残高(百万円)	324,279	250,619	331,800	582,419

	株主資本						株主資本合計
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		海外投資等損失準備金	退職慰労基金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	73,714	1	710	188,495	△1,955	260,964	1,167,662
中間会計期間中の変動額							
資本準備金の取崩							—
海外投資等損失準備金の取崩(注)		△0			0	—	—
別途積立金の取崩(注)				△50,000	50,000	—	—
剰余金の配当(注)					△25,429	△25,429	△25,429
中間純利益					112,581	112,581	112,581
土地再評価差額金の取崩					20	20	20
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△0	—	△50,000	137,172	87,171	87,171
平成18年9月30日残高(百万円)	73,714	0	710	138,495	135,216	348,135	1,254,834

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	378,266	—	△10,721	367,545	1,535,208
中間会計期間中の変動額					
資本準備金の取崩					—
海外投資等損失準備金の取崩(注)					—
別途積立金の取崩(注)					—
剰余金の配当(注)					△25,429
中間純利益					112,581
土地再評価差額金の取崩					20
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△51,876	△7,695	523	△59,048	△59,048
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△51,876	△7,695	523	△59,048	28,123
平成18年9月30日残高(百万円)	326,389	△7,695	△10,197	308,497	1,563,331

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	324,279	250,619	279,714	530,334
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当			△118,018	△118,018
中間純利益				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△118,018	△118,018
平成19年9月30日残高(百万円)	324,279	250,619	161,695	412,315

	株主資本							株主資本合計
	利益剰余金						利益剰余金合計	
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		海外投資等損失準備金	退職慰労基金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	73,714	0	710	138,495	221,383	434,303	1,288,916	
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当					△25,822	△25,822	△143,841	
中間純利益					60,715	60,715	60,715	
土地再評価差額金の取崩					△17	△17	△17	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	34,875	34,875	△83,143	
平成19年9月30日残高(百万円)	73,714	0	710	138,495	256,259	469,178	1,205,772	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	415,045	△6,858	△9,699	398,487	1,687,403
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△143,841
中間純利益					60,715
土地再評価差額金の取崩					△17
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△73,927	△3,025	△561	△77,514	△77,514
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△73,927	△3,025	△561	△77,514	△160,658
平成19年9月30日残高(百万円)	341,117	△9,884	△10,260	320,972	1,526,745

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	324,279	582,419	—	582,419
事業年度中の変動額				
資本準備金の取崩		△331,800	331,800	—
海外投資等損失準備金の取崩(注)				
海外投資等損失準備金の取崩				
別途積立金の取崩(注)				
剰余金の配当(注)				
剰余金の配当			△52,085	△52,085
当期純利益				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△331,800	279,714	△52,085
平成19年3月31日残高(百万円)	324,279	250,619	279,714	530,334

	株主資本						株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金合計	
	利益準備金	その他利益剰余金					
		海外投資等損失準備金	退職慰労基金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	73,714	1	710	188,495	△1,955	260,964	1,167,662
事業年度中の変動額							
資本準備金の取崩							—
海外投資等損失準備金の取崩(注)		△0			0	—	—
海外投資等損失準備金の取崩		△0			0	—	—
別途積立金の取崩(注)				△50,000	50,000	—	—
剰余金の配当(注)					△25,429	△25,429	△25,429
剰余金の配当					△11,851	△11,851	△63,936
当期純利益					211,642	211,642	211,642
土地再評価差額金の取崩					△1,021	△1,021	△1,021
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△0	—	△50,000	223,339	173,338	121,253
平成19年3月31日残高(百万円)	73,714	0	710	138,495	221,383	434,303	1,288,916

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	378,266	—	△10,721	367,545	1,535,208
事業年度中の変動額					
資本準備金の取崩					—
海外投資等損失準備金の取崩(注)					—
海外投資等損失準備金の取崩					—
別途積立金の取崩(注)					—
剰余金の配当(注)					△25,429
剰余金の配当					△63,936
当期純利益					211,642
土地再評価差額金の取崩					△1,021
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	36,778	△6,858	1,021	30,942	30,942
事業年度中の変動額合計(百万円)	36,778	△6,858	1,021	30,942	152,195
平成19年3月31日残高(百万円)	415,045	△6,858	△9,699	398,487	1,687,403

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、上記1と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. デリバティブ取引 の評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引(特定 取引目的の取引を除く)の 評価は、原則として時価法 により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償 却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用し、年間減価償 却費見積額を期間により 按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物 15年～50年 動産 4年～15年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償 却は、定額法により償却 しております。なお、自 社利用のソフトウェアに ついては、社内における 利用可能期間(主として 5年)に対応して定額法 により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用し、年間減価償 却費見積額を期間により 按分し計上しております。 また、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物 15年～50年 動産 4年～15年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に 伴い、平成19年4月1日 以後に取得した有形固定 資産については、改正後 の法人税法に基づく定率 法により減価償却費を計 上しております。なお、 これによる中間貸借対照 表及び中間損益計算書に 与える影響は軽微であり ます。 (追加情報) 当中間会計期間より、 平成19年3月31日以前に 取得した有形固定資産に ついては、償却可能限度 額に達した事業年度の翌 事業年度以後、残存簿価 を5年間で均等償却して おります。なお、これに よる中間貸借対照表及び 中間損益計算書に与える 影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用しております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物 15年～50年 動産 4年～15年 (2) 無形固定資産 同左
5. 繰延資産の処理方 法	社債発行費は、支出時に 全額費用として処理してお ります。	—————	社債発行費は、支出時に 全額費用として処理してお ります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当て</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当て</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当て</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は135,563百万円であります。</p>	<p>ております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は65,536百万円であります。</p>	<p>ております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は79,425百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	—————	—————	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理</p> <p>なお、退職給付制度を改訂することに伴い、過去勤務債務(38,476百万円(債務の減額))が発生しました。この過去勤務債務の費用処理年数については平均残存勤務期間を再計算した結果、10年としております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(5) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他の資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理</p> <p>なお、退職給付制度を改訂することに伴い、過去勤務債務(38,476百万円(債務の減額))が発生しました。この過去勤務債務の費用処理年数については平均残存勤務期間を再計算した結果、10年としております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性</p>	<p>(5) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性</p>	<p>(6) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>のある損失の見積額を計上しております。</p> <p>なお、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金に計上していたものを含めて表示しております。その金額は、前事業年度末4,302百万円、前中間会計期間末3,745百万円です。</p>	<p>のある損失の見積額を計上しております。</p>	<p>のある損失の見積額を計上しております。</p> <p>なお、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金に計上していたものを含めて表示しております。その金額は、前事業年度末においては4,302百万円です。</p>
7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	同左	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
8. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施していましたが、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は5,001百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は7,201百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有</p>	<p>業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施していましたが、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,376百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は3,005百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施していましたが、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,871百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は3,658百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ)内部取引等 同左</p>	<p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した事業年度の費用に計上しております。
11. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同左	—————
12. 手形割引及び再割引の会計処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(信託報酬の計上基準)</p> <p>従来、信託報酬及び再信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益及び費用として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は11,836百万円、経常費用は151百万円、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ11,684百万円増加しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(信託報酬の計上基準)</p> <p>従来、信託報酬及び再信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益及び費用として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当事業年度より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当事業年度に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は7,746百万円、経常費用は130百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ7,615百万円増加しております。</p>
<p>(その他の複合金融商品に関する会計処理)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるシンセティックローン担保証券及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる中間貸借対照表及び中間損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(その他の複合金融商品に関する会計処理)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるシンセティックローン担保証券及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる貸借対照表及び損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,571,026百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,694,262百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月28日 内閣府令第60号)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「海外投資等損失準備金」、「退職慰労基金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式総額 159,987百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に24,964百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは280百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,039百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,525百万円、延滞債権額は46,157百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 64,537百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に16,244百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,756百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,916百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,322百万円、延滞債権額は80,417百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 70,831百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「その他の証券」に17,236百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは399百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,445百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,502百万円、延滞債権額は75,843百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,062百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は102,191百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は151,936百万円であり ます。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円であり ます。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものと して会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は81,972百万円であり ます。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は50,646百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。 担保に供している資産 有価証券 1,064,701百万円</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,129百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,562百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,432百万円であり ます。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものと して会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は92,131百万円であり ます。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は277,812百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。 担保に供している資産 有価証券 274,068百万円</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,160百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は85,593百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は167,099百万円であり ます。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものと して会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は96,718百万円であり ます。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は168,970百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。 担保に供している資産 有価証券 715,402百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>担保資産に対応する債務 借用金 1,044,500百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,142,230百万円及び貸出金933,398百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は34,985百万円、有価証券は610,369百万円であり、対応する売現先勘定は168,853百万円、債券貸借取引受入担保金は479,724百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,123,679百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 107,168百万円</p>	<p>担保資産に対応する債務 借用金 260,800百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,725,217百万円及び貸出金208,288百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は360,645百万円であり、対応する売現先勘定は93,090百万円、債券貸借取引受入担保金は270,054百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,647,987百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 141,249百万円</p>	<p>担保資産に対応する債務 借用金 697,600百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,718,512百万円及び貸出金345,042百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は451,513百万円であり、対応する売現先勘定は250,604百万円、債券貸借取引受入担保金は202,248百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,524,433百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 106,642百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,924百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金155,900百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成14年3月31日及び平成10年3月31日(合併による受入分) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,955百万円</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,818百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金129,400百万円が含まれております。</p> <p>※13. 同左</p> <p>※14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,784百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金141,700百万円が含まれております。</p> <p>※13. 同左</p> <p>※14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成14年3月31日及び平成10年3月31日(合併による受入分) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,653,965百万円、貸付信託498,179百万円であります。</p>	<p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は17,127百万円であります。</p> <p>16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,386,986百万円、貸付信託293,603百万円であります。</p>	<p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は17,519百万円であります。</p> <p>16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,594,472百万円、貸付信託378,556百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 3,687百万円 無形固定資産 10,627百万円</p> <p>※2. その他経常収益には、貸出債権等の売却に係る利益8,638百万円及び株式等売却益6,868百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他経常費用には、株式等償却4,076百万円及び偶発損失引当金繰入額1,114百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益には、貸倒引当金戻入益32,727百万円及び償却債権取立益6,489百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 特別損失は、減損損失2,164百万円及び固定資産処分損951百万円であります。</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 4,299百万円 無形固定資産 11,434百万円</p> <p>※2. その他経常収益には、株式等売却益8,108百万円及び貸出債権等の売却に係る利益1,373百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他経常費用には、株式等償却12,585百万円及び貸倒引当金繰入額12,266百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益には、抱合せ株式消滅差益4,851百万円及び償却債権取立益3,330百万円を含んでおります。なお、抱合せ株式消滅差益は、平成19年4月1日を分割期日として、当社の100%子会社であるエム・ユー・トラスト総合管理株式会社を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割を行ったことにより生じたものであります。</p> <p>※5. 特別損失は、減損損失3,391百万円、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社との吸収分割により承継した建物を連結財務諸表上の帳簿価額で受け入れる会計処理を行ったことに伴う損失2,798百万円及び固定資産処分損1,191百万円であります。</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 7,658百万円 無形固定資産 21,884百万円</p> <p>※2. その他の経常収益には、貸出債権等の売却に係る利益9,109百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他の経常費用には、偶発損失引当金繰入額5,310百万円を含んでおります。</p> <p>※4. _____</p> <p>※5. _____</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
第二回第三種優先株式	—	62,100	—	62,100	注
合計	—	62,100	—	62,100	

(注) 第二回第三種優先株式の自己株式の増加62,100千株は、取得請求による増加であります。

なお、取得の対価として普通株式を交付しているため、中間株主資本等変動計算書に記載すべき金額はありません。また、当中間会計期間末に当社が保有していた第二回第三種優先株式は、平成18年10月30日付で消却しております。

II 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
第二回第三種優先株式	79,500	—	79,500	—	注
合計	79,500	—	79,500	—	

(注) 第二回第三種優先株式の自己株式の株式数の減少79,500千株は、消却による減少であります。

なお、当該株式については取得の対価として普通株式を交付しているため、中間株主資本等変動計算書に記載すべき金額はありません。

III 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
第二回第三種優先株式	—	141,600	62,100	79,500	注
合計	—	141,600	62,100	79,500	

(注) 第二回第三種優先株式の自己株式の株式数の増加141,600千株は、取得請求による増加であります。

第二回第三種優先株式の自己株式の株式数の減少62,100千株は、消却による減少であります。

なお、取得の対価として普通株式を交付しているため、株主資本等変動計算書に記載すべき金額はありません。また、当事業年度末に当社が保有していた第二回第三種優先株式は、平成19年4月27日付で消却しております。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																		
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,502</td> <td>11</td> <td>3,513</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,476</td> <td>8</td> <td>2,484</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>1,026</td> <td>3</td> <td>1,029</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>575百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>453百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,029百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料</p> <p>441百万円</p> <p>・減価償却費相当額</p> <p>441百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(貸手側) 該当する取引はありません。</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	3,502	11	3,513	減価償却累計額相当額	2,476	8	2,484	中間会計期間末残高相当額	1,026	3	1,029	1年内	575百万円	1年超	453百万円	合計	1,029百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,757</td> <td>11</td> <td>1,768</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,207</td> <td>10</td> <td>1,217</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>549</td> <td>0</td> <td>550</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>318百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>231百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>550百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料</p> <p>231百万円</p> <p>・減価償却費相当額</p> <p>231百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(貸手側) 該当する取引はありません。</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,757	11	1,768	減価償却累計額相当額	1,207	10	1,217	中間会計期間末残高相当額	549	0	550	1年内	318百万円	1年超	231百万円	合計	550百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>その他の有形固定資産 (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,393</td> <td>11</td> <td>3,404</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,657</td> <td>9</td> <td>2,666</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>735</td> <td>2</td> <td>737</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>392百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>345百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>737百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料</p> <p>764百万円</p> <p>・減価償却費相当額</p> <p>764百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(貸手側) 該当する取引はありません。</p>		その他の有形固定資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	3,393	11	3,404	減価償却累計額相当額	2,657	9	2,666	期末残高相当額	735	2	737	1年内	392百万円	1年超	345百万円	合計	737百万円
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	3,502	11	3,513																																																																	
減価償却累計額相当額	2,476	8	2,484																																																																	
中間会計期間末残高相当額	1,026	3	1,029																																																																	
1年内	575百万円																																																																			
1年超	453百万円																																																																			
合計	1,029百万円																																																																			
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	1,757	11	1,768																																																																	
減価償却累計額相当額	1,207	10	1,217																																																																	
中間会計期間末残高相当額	549	0	550																																																																	
1年内	318百万円																																																																			
1年超	231百万円																																																																			
合計	550百万円																																																																			
	その他の有形固定資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	3,393	11	3,404																																																																	
減価償却累計額相当額	2,657	9	2,666																																																																	
期末残高相当額	735	2	737																																																																	
1年内	392百万円																																																																			
1年超	345百万円																																																																			
合計	737百万円																																																																			

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 10,284百万円 1年超 51,813百万円 <hr/> 合計 62,098百万円 (貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 127百万円 1年超 497百万円 <hr/> 合計 625百万円	2. オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 10,498百万円 1年超 42,021百万円 <hr/> 合計 52,520百万円 (貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 73百万円 1年超 401百万円 <hr/> 合計 474百万円	2. オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 10,319百万円 1年超 46,692百万円 <hr/> 合計 57,012百万円 (貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 119百万円 1年超 418百万円 <hr/> 合計 537百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項なし。

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)
子会社株式で時価のあるもの
該当事項なし。

関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,996	1,849	147

(注) 時価は、中間決算日における市場価格等に基づいております。

前事業年度末(平成19年3月31日現在)
子会社株式で時価のあるもの
該当事項なし。

関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,996	1,932	64

(注) 時価は、決算日における市場価格等に基づいております。

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月21日開催の取締役会において、第3期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金総額		17,367百万円
1株当たりの中間配当金	普通株式	5円24銭
	第一回第三種優先株式	2円65銭
	第二回第三種優先株式	5円75銭
効力発生日及び支払開始日		平成19年11月22日

信託財産残高表

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	336,706	0.59	292,520	0.50
有価証券	11,419,249	20.03	10,092,387	17.20
信託受益権	23,698,772	41.57	25,814,430	44.00
受託有価証券	7,818	0.01	8,297	0.01
金銭債権	12,017,038	21.08	12,139,641	20.69
動産不動産	6,966,937	12.22		
有形固定資産			8,250,696	14.06
地上権	18,405	0.03		
不動産の賃借権	60,693	0.11		
無形固定資産			119,170	0.20
その他債権	324,860	0.57	99,738	0.17
コールローン	71,431	0.13	11,609	0.02
銀行勘定貸	1,490,109	2.61	1,237,408	2.11
現金預け金	598,069	1.05	607,021	1.04
合計	57,010,093	100.00	58,672,922	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	12,984,556	22.78	11,349,328	19.34
年金信託	36,514	0.06	18,933	0.03
財産形成給付信託	14,443	0.03	13,060	0.02
貸付信託	499,794	0.88	294,976	0.50
投資信託	23,165,118	40.63	25,069,694	42.73
金銭信託以外の金銭の信託	103,910	0.18	115,235	0.20
有価証券の信託	7,843	0.01	8,320	0.02
金銭債権の信託	12,640,761	22.17	12,896,604	21.98
動産の信託	42,681	0.08	40,236	0.07
土地及びその定着物の信託	113,809	0.20	106,800	0.18
包括信託	7,400,659	12.98	8,759,730	14.93
その他の信託	0	0.00		
合計	57,010,093	100.00	58,672,922	100.00

- (注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
2. 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末50,360,406百万円、当中間会計期間末59,506,758百万円
3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末178,203百万円のうち、破綻先債権額は85百万円、延滞債権額は50百万円、3ヵ月以上延滞債権額は96百万円、貸出条件緩和債権額は1,258百万円であります。また、これらの債権額の合計額は1,491百万円であります。
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末160,953百万円のうち、破綻先債権額は48百万円、延滞債権額は26百万円、3ヵ月以上延滞債権額は54百万円、貸出条件緩和債権額は809百万円であります。また、これらの債権額の合計額は938百万円であります。

(参考)

前記(注)2. 共同信託他社管理財産には、当社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という)が前中間会計期間末46,220,422百万円、当中間会計期間末55,569,552百万円含まれております。

前記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(参考)

信託財産残高表(職務分担型共同受託財産合算分)

科目	資産			
	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	336,706	0.33	292,520	0.26
有価証券	50,574,261	49.01	57,002,232	49.91
信託受益権	24,703,361	23.94	26,940,392	23.59
受託有価証券	1,283,693	1.24	1,507,048	1.32
金銭債権	12,191,998	11.82	12,365,972	10.83
動産不動産	6,966,937	6.75		
有形固定資産			8,250,696	7.22
地上権	18,405	0.02		
不動産の賃借権	60,693	0.06		
無形固定資産			119,170	0.10
その他債権	2,631,922	2.55	3,232,693	2.83
コールローン	1,444,093	1.40	1,200,687	1.05
銀行勘定貸	1,796,436	1.74	1,592,355	1.39
現金預け金	1,178,346	1.14	1,711,023	1.50
合計	103,186,855	100.00	114,214,793	100.00

科目	負債			
	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	29,239,062	28.34	28,636,201	25.07
年金信託	12,694,887	12.30	13,738,074	12.03
財産形成給付信託	14,443	0.01	13,060	0.01
貸付信託	499,794	0.49	294,976	0.26
投資信託	23,165,118	22.45	25,069,694	21.95
金銭信託以外の金銭の信託	2,912,486	2.82	2,928,818	2.56
有価証券の信託	1,679,542	1.63	1,811,012	1.59
金銭債権の信託	12,640,761	12.25	12,896,604	11.29
動産の信託	42,681	0.04	40,236	0.04
土地及びその定着物の信託	113,809	0.11	106,800	0.09
包括信託	20,184,267	19.56	28,679,313	25.11
その他の信託	0	0.00		
合計	103,186,855	100.00	114,214,793	100.00

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--|
| (1) 訂正報告書
(平成14年6月27日提出の第128期有価証券報告書の訂正報告書) | 平成19年5月28日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 訂正報告書
(平成15年6月27日提出の第129期有価証券報告書の訂正報告書) | 平成19年5月28日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 訂正報告書
(平成16年6月29日提出の第130期有価証券報告書の訂正報告書) | 平成19年5月28日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 訂正報告書
(平成17年6月29日提出の第131期有価証券報告書の訂正報告書) | 平成19年5月28日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 訂正報告書
(平成18年6月29日提出の第1期有価証券報告書の訂正報告書) | 平成19年5月28日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 訂正発行登録書
(平成17年10月5日提出の発行登録書の訂正発行登録書) | 平成19年5月28日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成18年4月1日
(第2期) 至 平成19年3月31日
平成19年6月28日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 訂正発行登録書
(平成17年10月5日提出の発行登録書の訂正発行登録書) | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出。 |
| (9) 発行登録書
及びその添付書類 | 平成19年10月5日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野中 俊 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更(信託報酬の計上基準)」に記載されているとおり、会社は従来、信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上していたが、当中間連結会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野中 俊 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌治 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野中 俊 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更(信託報酬の計上基準)」に記載されているとおり、会社は従来、信託報酬及び再信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益及び費用として計上していたが、当中間会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野中 俊 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

